

中土佐町

子ども・子育て 支援事業計画



令和7年3月

中土佐町

ごあいさつ

中土佐町では、「子育てするなら中土佐町で」というスローガンの元、安心して子どもを産み育てることができ環境を整えていくため、平成27年3月に「中土佐町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、基本理念である「すべての子どもの健やかな成長」を実現するため、保護者と地域が一体となって、誰もが子どもを生み育てやすい環境づくりを推進してきました。



令和4年5月には、これまで健康福祉課や教育委員会が所管してきた業務を一元化し、妊娠期から成人までの子育てに関する支援をワンストップサービスで行う「中土佐町こどもセンター」を設立し課題解決に向け取り組んできたところです。

しかしながら、近年子どもの出生率は激減しており、その対策が町政における最大かつ喫緊の行政課題となっております。この難題に的確に対応するため、町の行政指針である新たな「第3次中土佐町総合振興計画」では、ライフステージの各段階に応じた切れ目のない対策を進め、これまで以上に妊娠期から子育て期までを一体的に支援する体制を強化することとしております。

そして今般、より具体的な計画となる令和7年度から令和11年度までの「第3期中土佐町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供」、「すべての子どもが等しく健やかに成長できる環境づくり」、「子どもと子育て家庭にやさしい地域づくり」など、子育てに関する諸問題を地域ぐるみで協働し解決していきたいと考えております。

つきましては、中土佐町子ども・子育て会議の皆様をはじめ関係各位には、引き続き本計画の推進にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に際しまして、貴重なご意見やご提言をいただきました委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました全ての皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和7年3月吉日

中土佐町長

池田 洋光

目 次

第1章 はじめに	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
1 法的な位置づけ	2
2 各種計画との関係	3
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の対象	3
第5節 計画の策定体制	4
1 中土佐町子ども・子育て会議の設置	4
2 中土佐町 子育て支援に関するアンケート調査の実施	4
3 パブリック・コメントの実施	4
第2章 中土佐町の子ども・子育て環境の現状	5
第1節 中土佐町の現状	5
1 人口の動向	5
2 世帯の状況	7
3 女性の労働力率	9
4 婚姻・離婚の状況	9
5 出生の状況	10
6 その他の状況	11
第2節 地域における子育て支援事業の利用状況	12
1 幼児期の教育・保育施設等	12
2 地域子ども・子育て支援事業の利用状況	14
第3節 アンケート調査からみた子育て支援ニーズ	18
1 調査の実施概要	18
2 主な集計結果	19
第4節 子ども・子育て支援施策の取組状況と今後の課題	30
1 子ども・子育て支援施策の取組状況	30
2 支援施策の充実に向けた今後の課題整理	31
第3章 計画の基本的な考え方	33
第1節 基本理念	33
第2節 基本目標	34
第3節 施策体系	35

第4章 施策の展開	36
基本目標1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供	36
1 妊娠・出産期からの包括的な母子の健康増進	36
2 早期発見・早期療育システムの充実	37
3 子育て相談・情報の充実	38
4 保育・子育て支援サービスの確保・充実	39
基本目標2 すべての子どもが等しく健やかに成長できる環境づくり	40
1 心身の健やかな成長	40
2 様々な社会的支援の必要な子どもに対する支援	41
3 経済的負担の軽減	43
基本目標3 子どもと子育て家庭にやさしい地域づくり	44
1 安心のまちづくり・生活環境の充実	44
2 家庭や地域における子育て支援の推進	45
3 地域の安全・安心を守る活動の推進	46
第5章 教育・保育等の量の見込みと確保方策	47
第1節 事業を計画するにあたっての基本的な枠組み	47
1 量の見込みと確保方策について	48
2 教育・保育に関する保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）について	49
3 教育・保育提供区域の設定	49
第2節 量の見込みと確保方策	50
1 教育・保育の量の見込みと確保方策	50
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	51
3 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の量の見込みと確保方策	61
第3節 子ども・子育て支援事業の推進にあたって	62
1 教育・保育の一体的な提供の推進	62
2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	62
第6章 計画の推進	63
第1節 計画の推進体制	63
1 推進体制の構築	63
2 計画推進における役割分担	63
第2節 計画の進行管理	64
1 点検・評価、見直し等	64
2 国及び高知県、近隣市町との連携	64

第1章 はじめに

第1節 計画策定の背景と趣旨

我が国では、出生数や出生率の低下に伴う少子化が長きにわたって進行しており、平成27年の国勢調査では、大正9年以来初めて総人口の減少が確認されることとなりました。少子化に伴う人口減少は今後もさらに加速しながら進行するものと見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所が公表する「日本の将来推計人口（令和5年推計）」によると、2056年には1億人を割り込むものと見込まれています。

また、近年は核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められてきました。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成22年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を開始しました。

平成24年には、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた子ども・子育て関連3法¹を制定し、新たな子ども・子育て支援制度に移行されることとなりました。

新たな制度の下では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本町では、こうした動向を踏まえ、平成27年3月に「未来の世代を育むまちづくり」を基本理念とする「中土佐町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する各種事業の推進に努めてきました。その後、計画が終了する令和元年度にそれまでの取組を振り返った上で、「第2期中土佐町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、子育て環境の整備などをさらに進めてきました。

このたび、第2期計画がその計画期間を終了することを受けて、これまでの町の取組を振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援における本町のあり方を定め、計画的に推進していくため、「第3期中土佐町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

¹ 子ども・子育て関連3法：幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律のこと。

第2節 計画の位置づけ

1 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、国が定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即して、教育・保育その他の子ども・子育て支援が適切に提供されるよう、提供体制の確保及び法に基づく業務の円滑な実施について定めるものです。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」は法律上任意の策定となりましたが、本計画が子ども・子育てに関する総合的な役割を有する計画であることを踏まえ、次世代育成支援対策の内容を含む計画として策定しています。

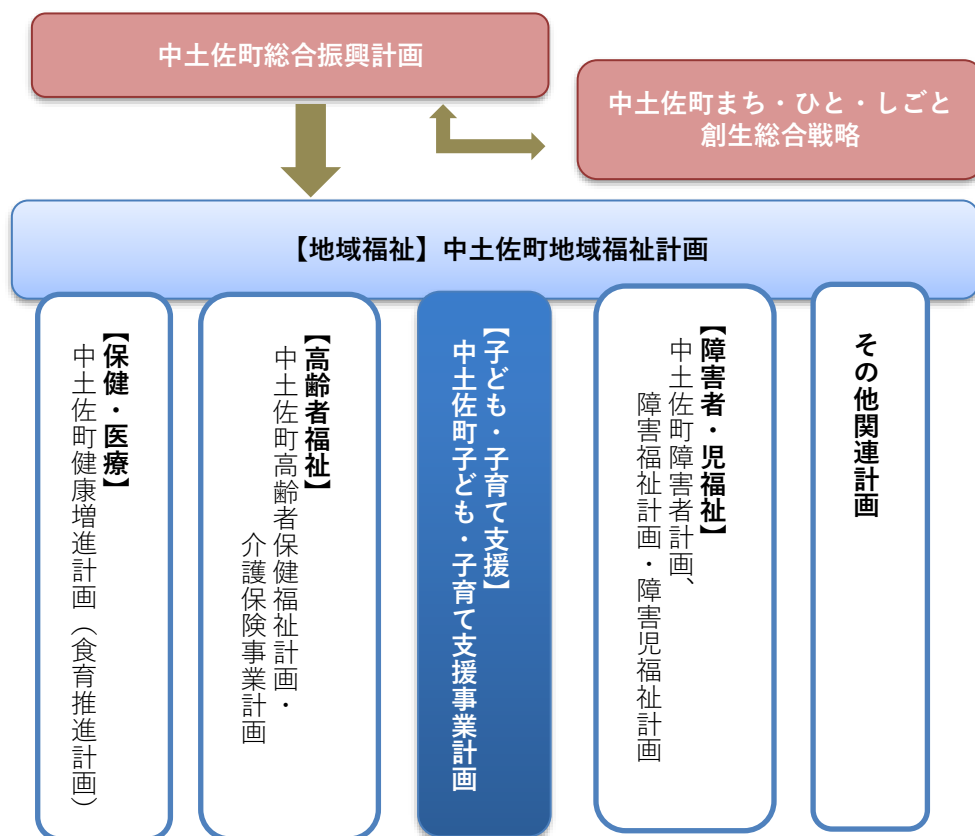
■子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の根拠法、位置づけ等■

	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画
根 拠 法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
位置づけ	幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とし、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するための計画
内 容	基本的に就学前の子どもと小学生を対象にし、教育・保育提供区域（以下、この表内で「区域」という。）ごとの幼児教育・保育の各事業の見込み量とその確保方策等について定める計画 【記載事項（必須）】 ○区域の設定 ○教育・保育のニーズ量の見込み、提供体制確保の内容及び実施時期 ○地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み、提供体制確保の内容及び実施時期 ○教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保の内容 ○子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容 【記載事項（任意）】 ○計画の目的、理念、期間、達成状況の点検及び評価等 ○産休・育休後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項 ○その他、都道府県が行う施策との連携、雇用環境の整備に関する施策との連携、関係機関相互の連携の推進等に関する事項	18 歳未満程度までの子どもを対象とする、子育て支援・母子保健・教育・住宅等を含む広範な政策についての計画 【記載事項】 次世代育成支援対策の実施内容及び実施時期と、これにより達成しようとする目標 ○地域における子育ての支援 ○母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ○子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ○子育てを支援する生活環境の整備 ○職業生活と家庭生活との両立の推進等 ○子どもの安全の確保 ○要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

2 各種計画との関係

本計画は、町の「中土佐町総合振興計画」や「中土佐町地域福祉計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり、これらの計画との整合性を保つとともに、関連する他の福祉計画と連携を図りながら策定しています。

■本計画の位置づけ■



第3節 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や時勢の変化等、必要に応じて見直すものとします。

第4節 計画の対象

本計画は、本町に居住するすべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。なお、本計画における「子ども」とは、概ね0歳から18歳までとします。

第5節 計画の策定体制

1 中土佐町子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第77条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することとされています。

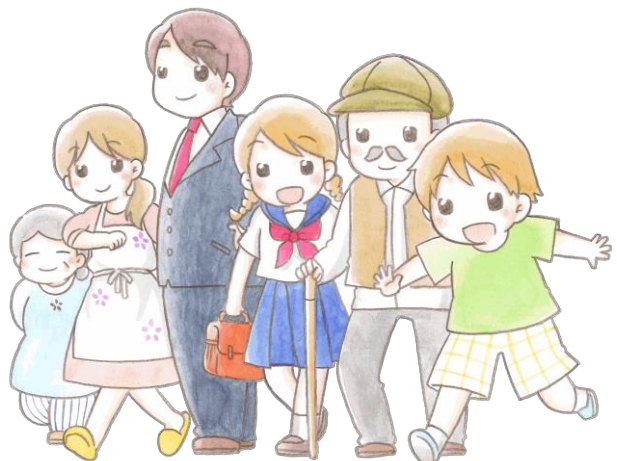
本計画の策定経過においても、子育て支援事業従事者、PTA、保育所の保護者、校長会の代表者、医療従事者等から構成された「中土佐町子ども・子育て会議」を開催し、計画内容について審議のうえ策定しました。

2 中土佐町 子育て支援に関するアンケート調査の実施

本計画策定にあたり、子育ての状況や家庭における生活の状況、幼児期の教育・保育に対するニーズを把握するため、就学前児童及び小学校児童の保護者全員を対象に、令和6年2月に「中土佐町 子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

3 パブリック・コメントの実施

「中土佐町子ども・子育て会議」で審議された計画案を町の公共施設、ホームページにおいて公表し、広く町民の方々から意見を募集しました。



第2章 中土佐町の子ども・子育て環境の現状

第1節 中土佐町の現状

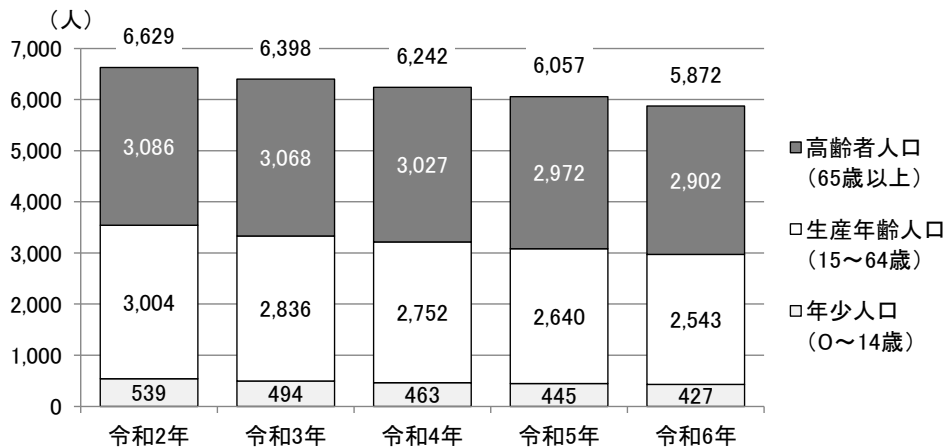
1 人口の動向

(1) 年齢3区分別人口

令和2年から令和6年までの本町の人口をみると、総人口は緩やかに減少を続けており、令和6年は5,872人で、「年少人口」「生産年齢人口」「高齢者人口」のすべての区分で減少しています。

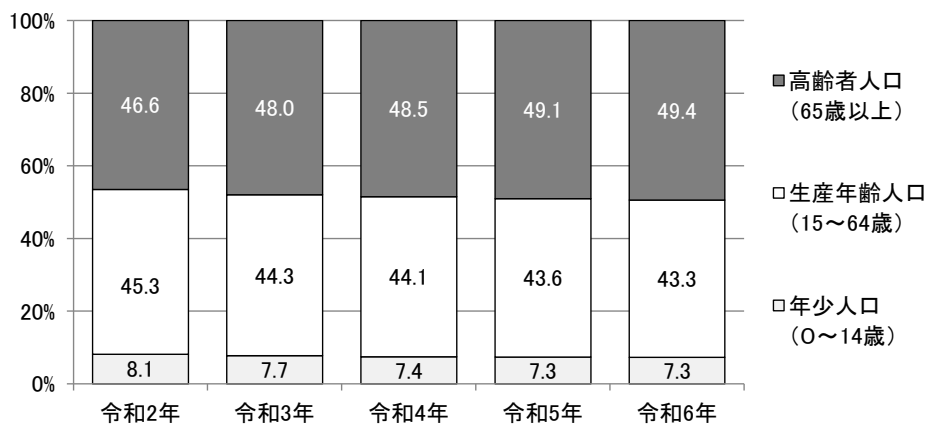
年齢3区分別人口割合の推移をみると、「高齢者人口」の割合（高齢化率）は、年々少しずつ増加しており、令和6年は総人口の約半数を占めているのに対し、「年少人口」「生産年齢人口」の割合は徐々に減少しています。特に「年少人口」は令和6年で7.3%となるなど、少子高齢化が顕著になっています。

■年齢3区分別人口の推移■



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）

■年齢3区分別人口割合の推移■

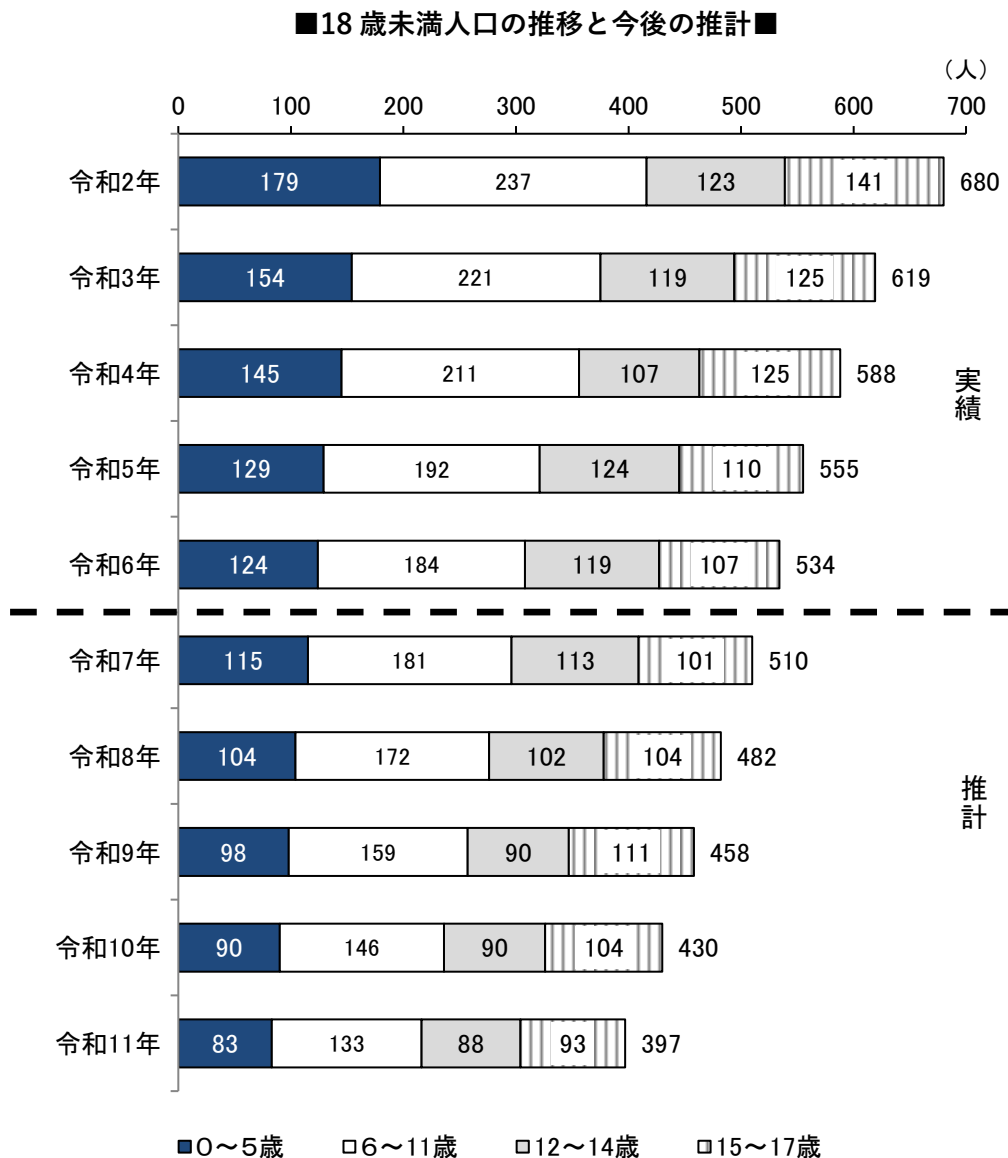


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）

(2) 18 歳未満人口

18 歳未満人口の推移をみると、令和 6 年は 534 人で令和 2 年と比較して 146 人減少するなど、すべての年齢階層が減少傾向で推移しています。年齢階層が低いほどこの傾向が顕著となり、「0～5 歳」の未就学児童は令和 2 年の 179 人から約 30%減少し、令和 6 年は 124 人となっています。

今後の推計においても、引き続き減少していくことが見込まれ、令和 8 年以降は 500 人を下回って推移していくことが予想されます。



資料：令和 2 年～令和 6 年：住民基本台帳人口（各年 4 月 1 日）

令和 7 年～令和 11 年：住民基本台帳（過去 5 年分）を基にコーホート変化率法を用いて推計

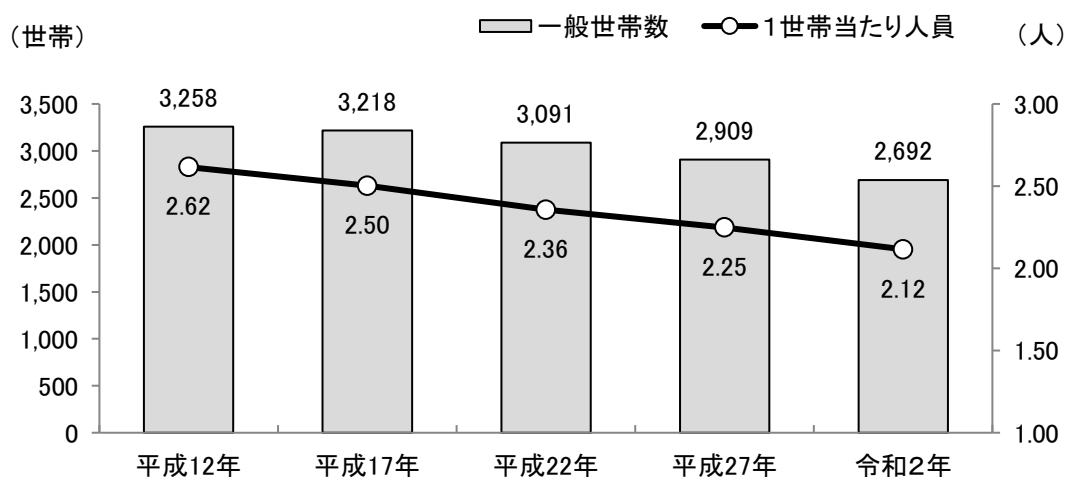
2 世帯の状況

(1) 一般世帯数と家族類型及び子どものいる世帯

国勢調査をみると、一般世帯数（世帯総数のうち、施設等の世帯を除いた世帯）は減少傾向で推移しており、令和2年は2,692世帯となっています。また、1世帯当たり人員も減少しており、令和2年は2.12人となっています。

令和2年における世帯の家族類型をみると、18歳未満世帯員のいる一般世帯数は345世帯で、一般世帯の12.8%となっています。また、令和2年の核家族世帯は1,493世帯と、町内の一般世帯の5割以上を核家族世帯が占め、このうち18歳未満世帯員のいる一般世帯、6歳未満世帯員のいる一般世帯については、核家族世帯の割合が8割前後となっているなど、特にこの傾向が強くみられます。

■世帯数と平均世帯人員数の推移■



資料：国勢調査（各年10月1日）

■世帯の家族類型及び子どものいる世帯数（令和2年）■

	単位	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	6歳未満世帯員のいる一般世帯数
総数 (一般世帯に占める割合)	世帯 (%)	2,692	345 (12.8)	111 (4.1)
親族のみの世帯	世帯	1,722	344	111
核家族世帯	世帯	1,493	273	92
核家族以外の世帯	世帯	229	71	19
非親族を含む世帯	世帯	11	1	-
単独世帯	世帯	959	-	-
家族類型不詳	世帯	0	-	-
核家族世帯の割合	%	55.5	79.1	82.9

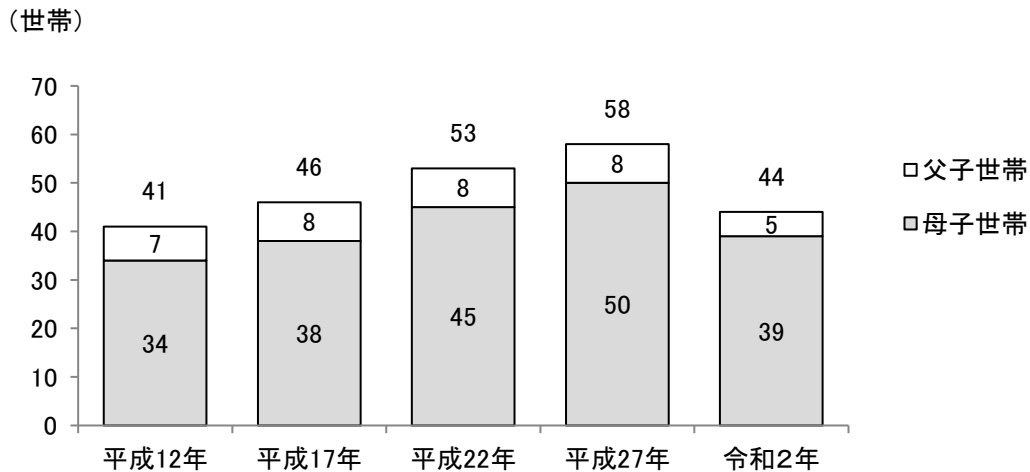
資料：国勢調査（令和2年10月1日）

(2) ひとり親世帯

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯数は平成 27 年まで増加して推移してきましたが、令和 2 年は減少に転じています。父子世帯数については、横ばいで推移しています。

また、一般世帯に占めるひとり親世帯の割合を全国及び高知県と比較すると、平成 22 年以降は高知県平均と同様、全国平均より高い水準で推移しています。

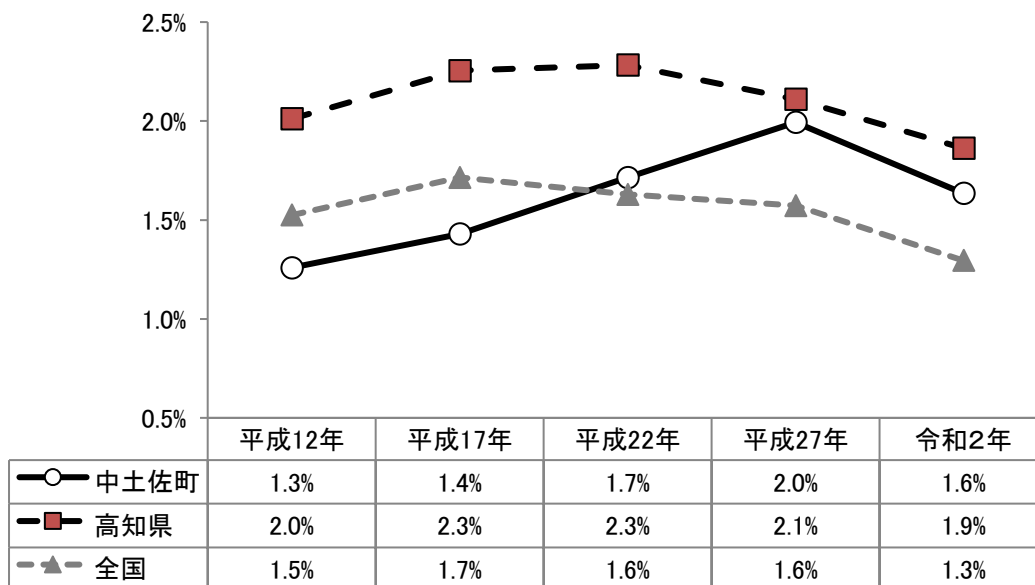
■ひとり親世帯数の推移■



(注) 他の世帯員がいる世帯を含まない。

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

■一般世帯に占めるひとり親世帯の割合■

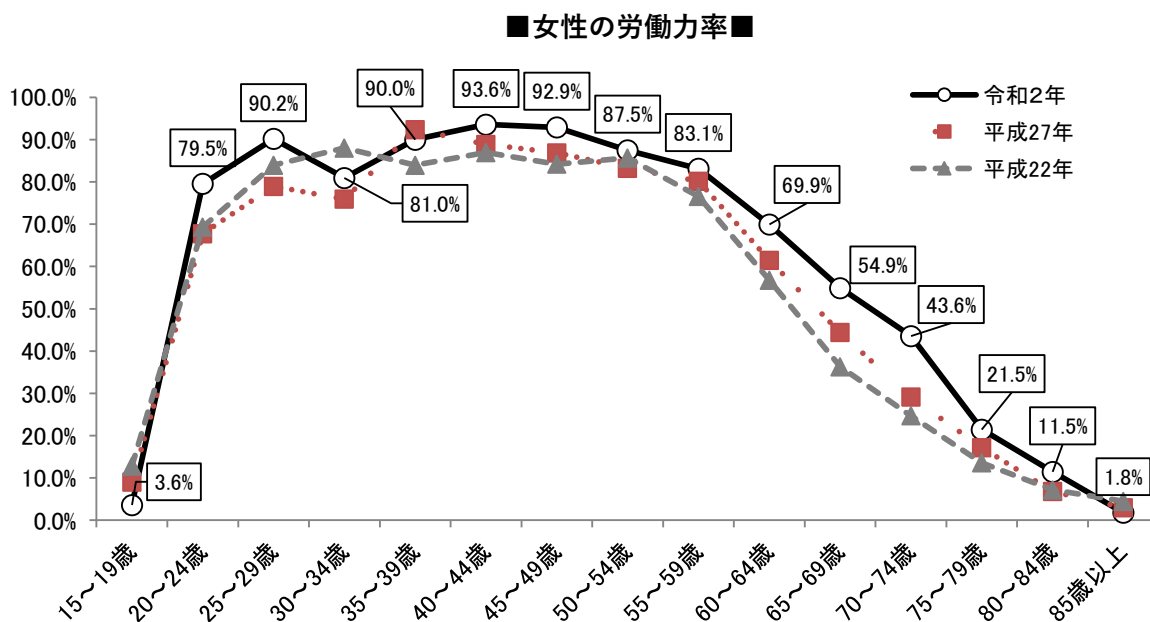


(注) 他の世帯員がいる世帯を含まない。

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

3 女性の労働力率

女性の年齢階層別労働力率²をみると、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという特徴がある「M字カーブ」といわれる状況は、平成22年にはあまり顕著に表れていなかったものの、令和2年は20代後半の労働力率が上昇したことから30代前半での低下がみられるようになっていきます。一方で女性の労働力率は平成27年より高い水準で推移しており、結婚や出産を経ても就業を続ける女性が増加している状況がうかがえます。

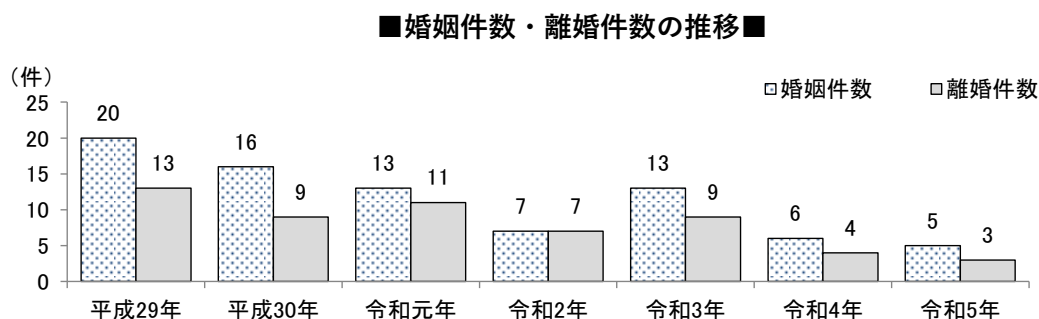


(注) 労働力人口「不詳」を除いて算出。グラフ中のデータは令和2年のみ掲載

資料：国勢調査（各年10月1日）

4 婚姻・離婚の状況

婚姻件数をみると、平成29年は20件となっていました。近年は減少傾向で推移し、令和5年は5件となっています。離婚件数についても減少傾向で推移しており、令和5年は3件となっています。



資料：人口動態統計（市町村別）

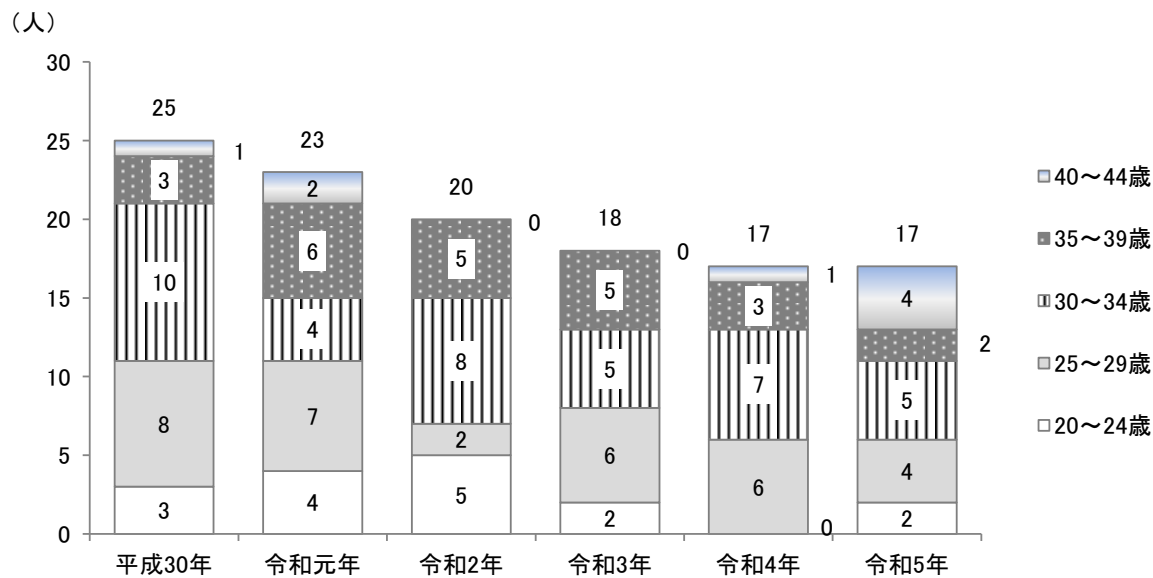
² 労働力率：15歳以上人口に占める非労働力人口（通学、家事、その他（高齢者など））を除いた人口（労働力人口）の割合のこと。

5 出生の状況

出生数は減少しており、令和5年は17人となっています。母親の年齢階層別出生数については年によりばらつきがあるものの、「25～29歳」と「30～34歳」の区分が多くなっています。

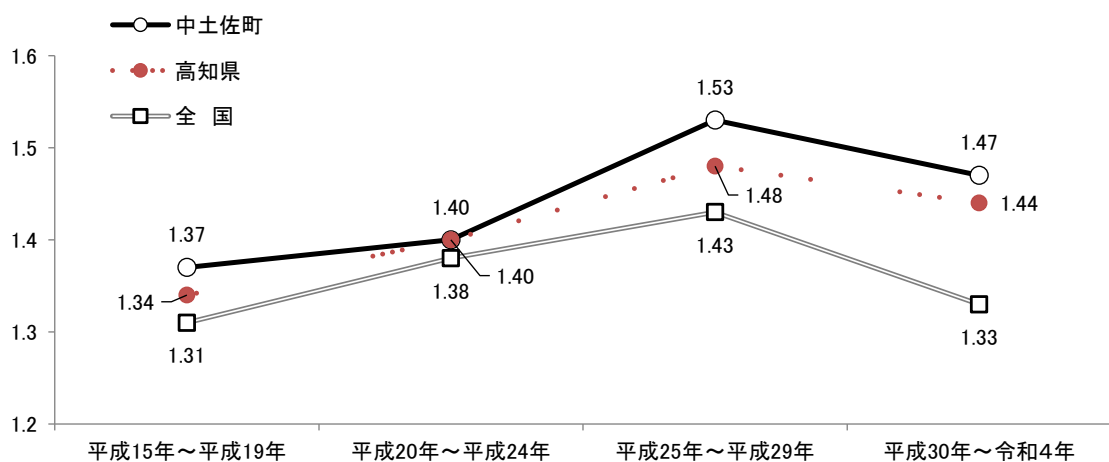
また、女性1人当たりの平均的な出生数を示す合計特殊出生率は、全国及び高知県より高い水準で推移しているものの、平成30年～令和4年は1.47で、前回から0.06減少しています。

■母親の年齢階層別出生数の推移■



資料：人口動態統計（市町村別）

■合計特殊出生率の推移■

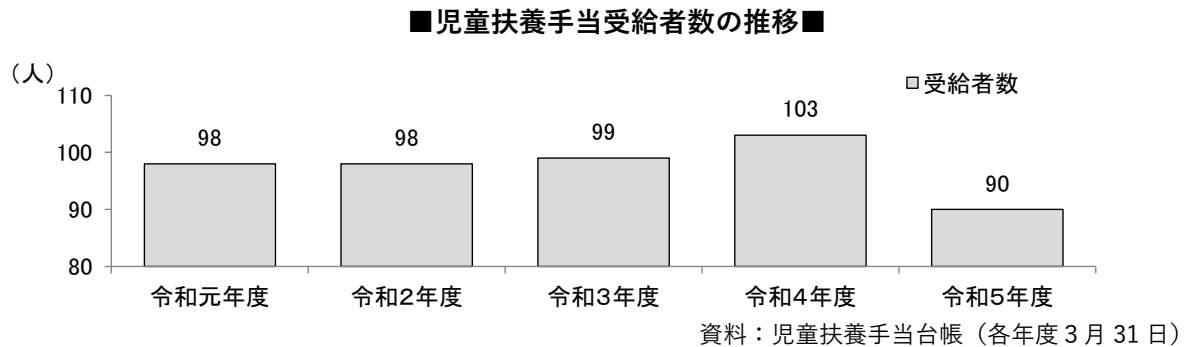


資料：人口動態保健所・市区町村別統計

6 その他の状況

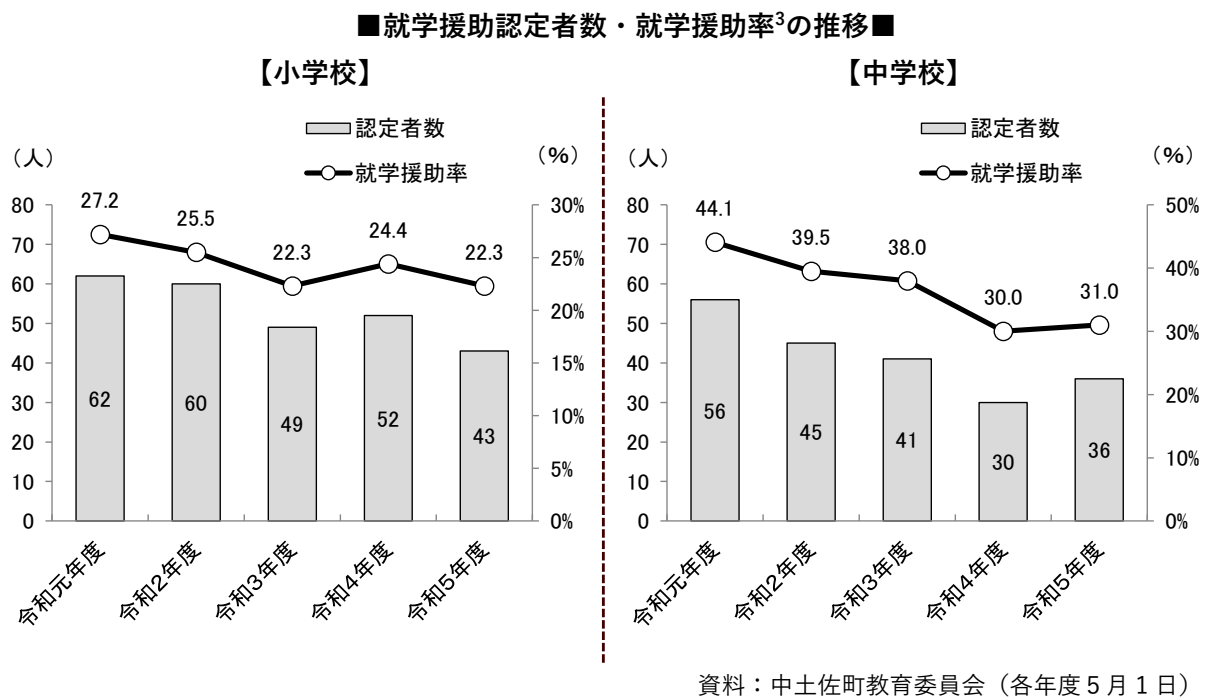
(1) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者数は 100 人前後で推移してきましたが、令和 5 年度は 90 人と、前年度から 13 人減少しています。



(2) 就学援助認定者数

小学生・中学生の就学援助認定者数・就学援助率については、年度により増減はあるものの減少傾向で推移しています。



³ 就学援助率：要保護及び準要保護児童生徒数を公立小中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）児童生徒数で除して算出したもの

第2節 地域における子育て支援事業の利用状況

1 幼児期の教育・保育施設等

町内の就学前児童を対象とした教育・保育施設等の設置・利用状況は次のとおりです。

(1) 保育所

保育所とは、保護者の仕事や病気などのために、日中保育を必要とするお子さんを保護者に代わって保育することを目的としています。町内には久礼保育所と大野見保育所の2保育所があります。充足率は減少傾向で推移しており、未就学児を対象とする教育・保育施設の待機児童は0人となっています。

■保育所の設置・利用状況■

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公立保育所数	か所	3	3	3	3	2
利用定員数	人	210	210	210	210	180
在籍児童数	人	169	153	143	126	119
うち町外在住児童	人	2	4	3	1	1
充足率	%	80.5	72.9	68.1	60.0	66.1
待機児童数	人	0	0	0	0	0

資料：中土佐町教育委員会（各年4月1日）

(2) 障害のある児童の保育所での受入状況

町内の保育所において支援が必要な子どもに対して、加配保育士⁴を配置しています。

※児童の診断書等を添付の上申請を行い、加配保育士の配置の検討を行います。

■障害のある児童の保育所での受入状況■

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受入施設数	か所	3	3	3	3	2
対象児童数	人	3	5	6	6	9
加配保育士	人	3	5	6	6	9

資料：中土佐町教育委員会（各年4月1日）

⁴ 加配保育士：保育所において、規定数の保育士に加え、支援が必要な子どもが他の子どもと同じように保育所生活を送ることができるように個別の配慮を行い、生活を手助けする保育士のこと。

(3) 中土佐町こどもセンター

本町では子育て等に関する情報や遊びの場の提供とともに、子どもに関するすべての相談窓口を集約し、安心した子育てを応援するため、令和4年4月に中土佐町こどもセンターを開設しました。

妊娠に関する相談や出産・産後・子育てに関する悩みごとなどの対応と、子どもや家庭が抱える悩みや不安の解消に向けて、5つの機能を一体的に担い、対象者の年代に応じて切れ目ない支援を行っています。

また、親子で遊べるスペースや、1人で静かに過ごせる場、相談室も準備しています。

■中土佐町こどもセンターの5つの機能■

名称	事業内容
地域子育て支援センター「はぐ」	保育士等が常駐し、未就学児の親子、祖父母、妊婦の方等に対して、交流の場や子育て相談への対応、情報提供等を行っています。
子育て世代包括支援センター※	保健師、助産師等が妊娠・出産、子どもの成長発育等の相談対応等を来所、訪問等で行っています。
子ども家庭総合支援拠点※	子ども家庭支援員が子育てに関する相談から育児困難、子どもの虐待に関する相談等に対応しています。
適応指導教室「あいあいルーム」	学校に行きづらい子どもが居場所として利用できます。スクールソーシャルワーカーや支援員が学校や家庭と連携し、子どもと保護者をサポートしています。
青少年育成センター	青少年の健全な育成保護を推進するため、青少年の非行化を防止する補導活動及び子ども会、母親クラブ等の育成指導など必要な業務を行っています。

※ 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点は、令和7年4月1日からこども家庭センターに移行予定



2 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業等の様々な事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて実施しています。

本町における子ども・子育て家庭等を対象として実施している「地域子ども・子育て支援事業」の利用状況は次のとおりです。

(1) 利用者支援事業

令和4年度から子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な相談支援を中心に、切れ目のない支援に対応しています。

■第2期計画期間における事業量の実績■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数 (母子保健型)	か所	0	0	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

本町では、こどもセンターに地域子育て支援センター「はぐ」を設置し、事業を提供しており、利用者数は増加傾向で推移しています。

■第2期計画期間における事業量の実績■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	か所	1	1	1	1
利用者数 (延べ利用者数)	人日	459	334	586	1,061

(3) 妊婦健康診査事業

妊娠届出をされた妊婦を対象に妊婦一般健康診査受診票（14回分）を交付し、医療機関での定期的な健康診査の受診勧奨をしています。出生数の減少に伴って、妊娠届出人数は減少傾向にあります。

■第2期計画期間における事業量の実績■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠届出人数	人	30	27	26	21
健診回数	延回	199	196	193	150

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師・助産師が各家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境の確認・助言を行っています。また、子育て支援に関する情報提供を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげています。

■第2期計画期間における事業量の実績■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	件	23	20	23	26

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、その状況等に応じた専門的な支援を行うことにより、家庭の適切な養育実施の確保を図っています。利用実績は横ばいで推移していましたが、令和5年度は0人となっています。

■第2期計画期間における事業量の実績■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人	3	1	5	0

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。ショートステイについては町外の児童養護施設で利用できるようになっていますが、第2期計画期間中に利用者はいませんでした。

■第2期計画期間における事業量の実績■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数					
ショートステイ	か所	1	1	1	1
トワイライトステイ	か所	0	0	0	0
利用者数（延べ利用者数）					
ショートステイ	人日	0	0	0	0
トワイライトステイ	人日	0	0	0	0

(7) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育の要望は一定数ありますが、施設的な問題や看護師等人員の面で厳しく、対応する事業所を含め、今後も実施に向けた検討を進めていきます。

(8) 一時預かり事業

本町では幼稚園がないため、一時預かり事業（幼稚園型）については実施していません。幼稚園型を除く一時預かりについては、町内保育所における一時預かり事業（一般型）を実施しています。

■第2期計画期間における事業量の実績■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数 (一般型)	か所	1	1	1	1
利用者数 (延べ利用者数)	人日	225	87	78	93

(9) 時間外保育事業

町内の保育所は8時間（8時30分～16時30分）を短時間保育、11時間（7時30分～18時30分）を標準時間保育として保育を行っており、現在時間外保育事業は実施していません。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業については、令和7年度からの事業実施に向けて体制整備を進めています。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

本町では放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室の両事業を実施しており、久礼地区では、久礼地区学童保育施設で放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施しています。登録児童数は小学1年生～3年生の低学年での利用が多くなっています。

上ノ加江・大野見地区では放課後子ども教室を実施しており、全校児童のうち8割以上が登録しています。

なお、放課後児童クラブ、放課後子ども教室とも待機児童は発生していません。

■第2期計画期間における事業量の実績（久礼地区（久礼学童））■

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施か所数		か所	1	1	1	1
利用者数 (登録児童数)	小学 1 年生	人	20	20	22	18
	小学 2 年生	人	11	20	23	22
	小学 3 年生	人	16	12	21	22
	小学 4 年生	人	21	13	5	20
	小学 5 年生	人	11	18	7	4
	小学 6 年生	人	7	10	15	7
	計	人	86	93	93	93

■（参考）放課後子ども教室の実施状況■

		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
上ノ加江地区（なかよしクラブ）						
利用者数 (登録児童数)	小学１年生	人	1	3	3	6
	小学２年生	人	1	2	3	4
	小学３年生	人	3	1	2	3
	小学４年生	人	3	4	1	2
	小学５年生	人	2	5	4	1
	小学６年生	人	4	1	4	5
	計	人	14	16	17	21
大野見地区（いちごくらぶ）						
利用者数 (登録児童数)	小学１年生	人	4	1	4	2
	小学２年生	人	1	4	1	3
	小学３年生	人	3	1	3	1
	小学４年生	人	2	3	1	2
	小学５年生	人	2	2	3	0
	小学６年生	人	1	2	2	2
	計	人	13	13	14	10



第3節 アンケート調査からみた子育て支援ニーズ

1 調査の実施概要

(1) 調査の目的

本計画を策定するにあたって、「中土佐町 子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。この調査は、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、本町における子育て環境の変化や、町民が求める取組等を把握することで、より効果的な子育て支援策を検討することを目的とするものです。

(2) 調査の方法、回収状況等

○対象地域：中土佐町全域

○対象者：

①中土佐町に居住する就学前児童（0歳～5歳）の保護者（以下「就学前児童」と表記）

②中土佐町に居住する小学生（1年生～6年生）の保護者（以下「小学生」と表記）

○抽出方法：住民基本台帳に登録された調査対象世帯全数※

※複数の児童がいる世帯に対しても児童数分配付

○調査時期：令和6年2月

○調査方法：

①就学前児童 保育所を通じた配付・回収及び郵送による配付・回収

②小学生 小学校を通じた配付・回収

■配付・回収結果■

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
①就学前児童	145 件	94 件	64.8%
②小学生	193 件	121 件	62.7%

(3) 主な集計結果をみるにあたっての注意点

①比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。

したがって、合計が100%を上下する場合があります。

②基数となるべき実数は、“n＝〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。

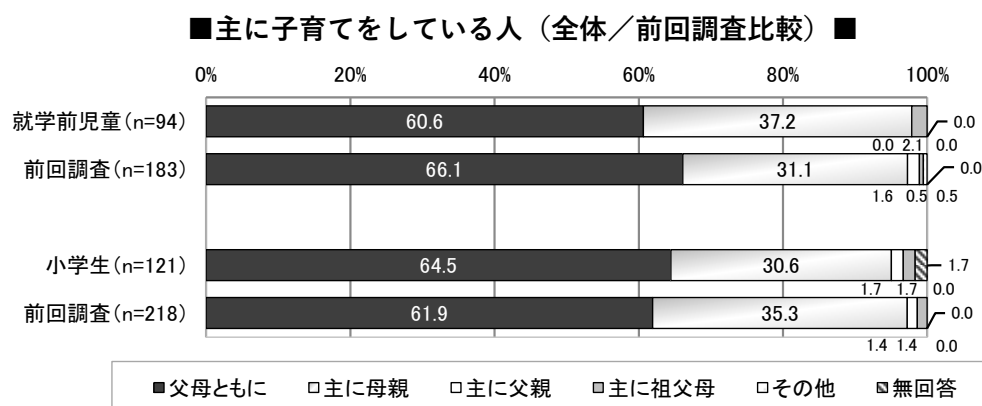
③複数回答の項目（質問の終わりに【複数回答】とある問）については、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。

④本文やグラフ中での「前回調査」とは、平成30年12月に実施した、「第2期中土佐町子ども子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査を指しています。

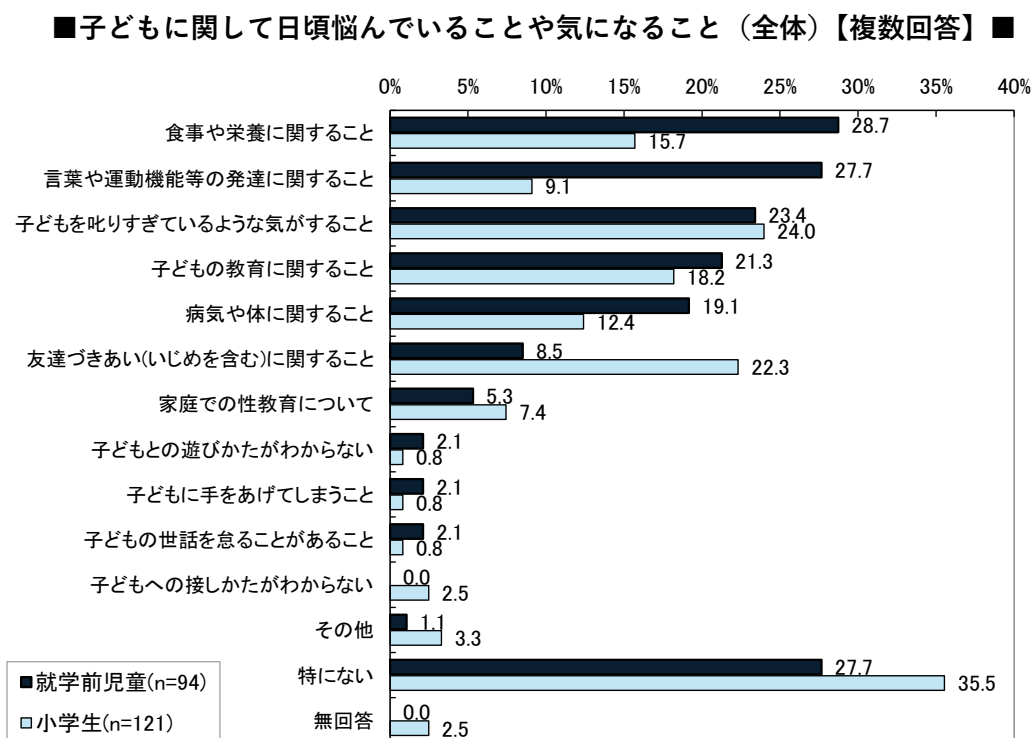
2 主な集計結果

(1) 子育て家庭の状況

- 主に子育てをしている人は、就学前児童、小学生とも「父母ともに」が最も多く、次いで「主に母親」となっています。
- 前回調査と比較すると、就学前児童では「父母ともに」が5.5ポイント減少し、「主に母親」が6.1ポイント増加しています。

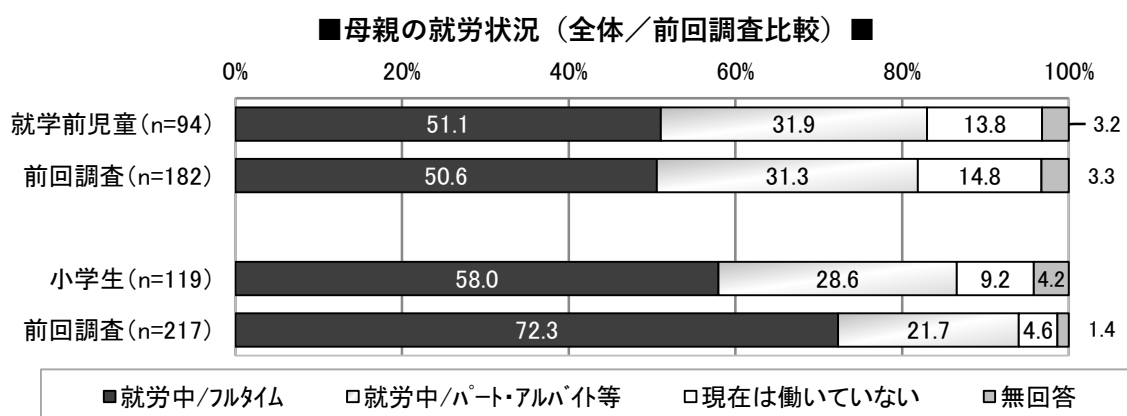


- 子どもに関して日頃悩んでいることや気になることについて、就学前児童では「食事や栄養に関すること」が最も多く、次いで「言葉や運動機能等の発達に関すること」が多くなっています。
- 小学生では「特にない」が最も多くなっていますが、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」とや「いじめを含む友達づきあいに関すること」が多くなっています。

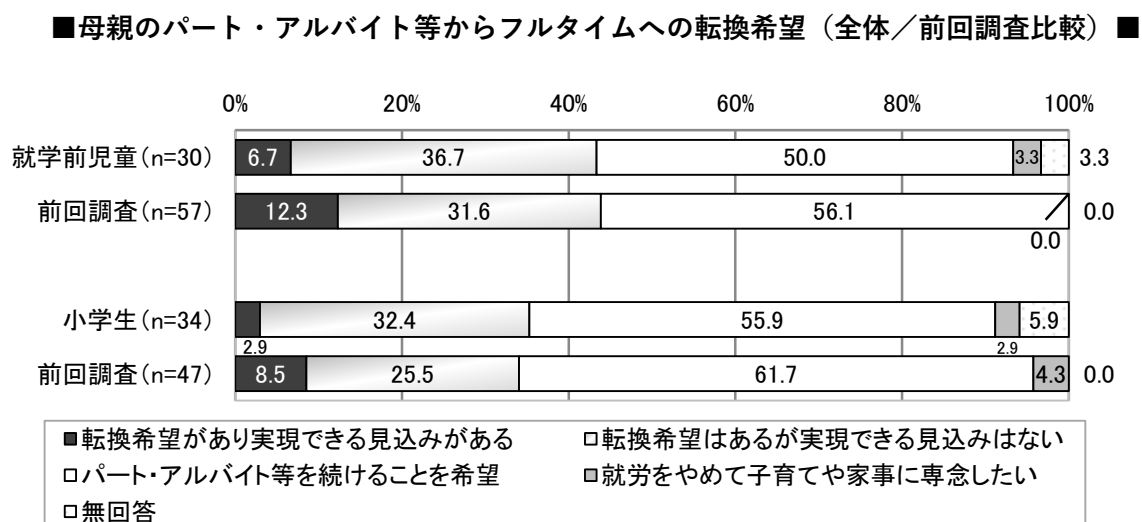


(2) 保護者の就労状況

- 母親の就労状況については、就学前児童、小学生とも「フルタイムで就労中」が最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労中」の順となっています。
- 前回調査と比較すると、就学前児童ではほぼ同様の結果となっていますが、小学生では「フルタイムで就労中」が14.3ポイント減少し、「パート・アルバイト等で就労中」が6.9ポイント増加しています。
- 父親の就労状況については、就学前児童、小学生ともに「フルタイムで就労中」という回答が大多数を占めており、前回調査と比較しても概ね同様の傾向となっています。



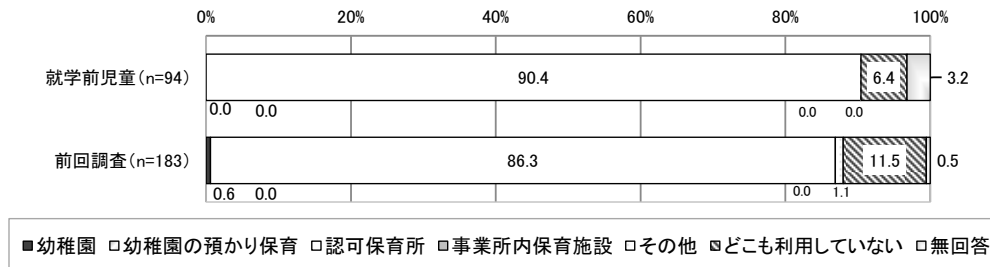
- 母親のパート・アルバイト等からフルタイムへの転換希望については、就学前児童、小学生とも「パート・アルバイトを続けることを希望」が50%台で多くなっています。
- 前回調査と比較すると、就学前児童、小学生とも「転換希望があり実現できる見込みがある」という回答が5ポイント以上減少している一方、「転換希望はあるが実現できる見込みはない」という回答が増加しています。



(3) 定期的な教育・保育事業の利用状況・利用希望

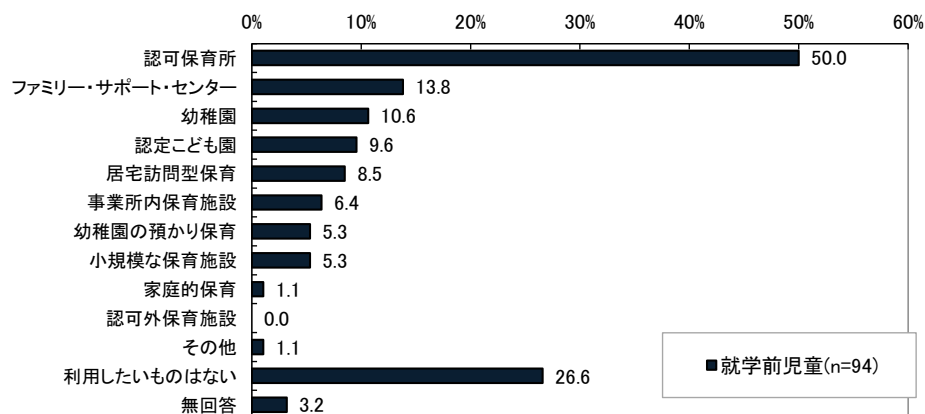
○平日の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「認可保育所」が90.4%を占めており、前回調査と比較すると、「どこも利用していない」は5.1ポイント減少するなど、大多数の世帯が「認可保育所」を利用している状況です。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（全体／前回調査比較）■



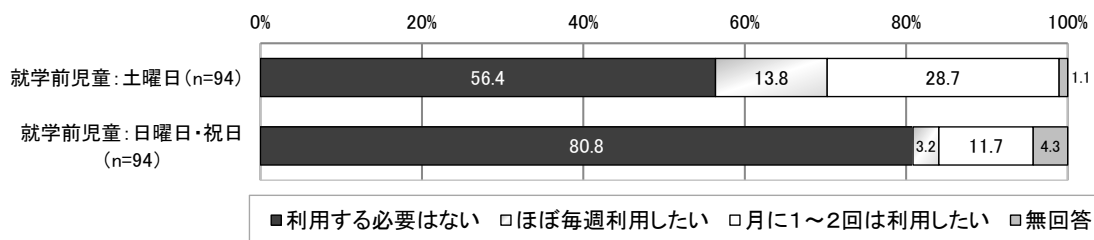
○定期的な教育・保育事業の今後の利用希望については、現在の利用状況と同様、「認可保育所」が50.0%で最も多く、次いで「利用したいものはない」の26.6%となっています。

■定期的な教育・保育事業の今後の利用希望（全体）【複数回答】■



○土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、土曜日、日曜日・祝日も「利用する必要はない」が最も多くなっていますが、土曜日については、“利用したい”（「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」の合計）も42.5%となっており、一定数の利用希望はあると見込まれます。

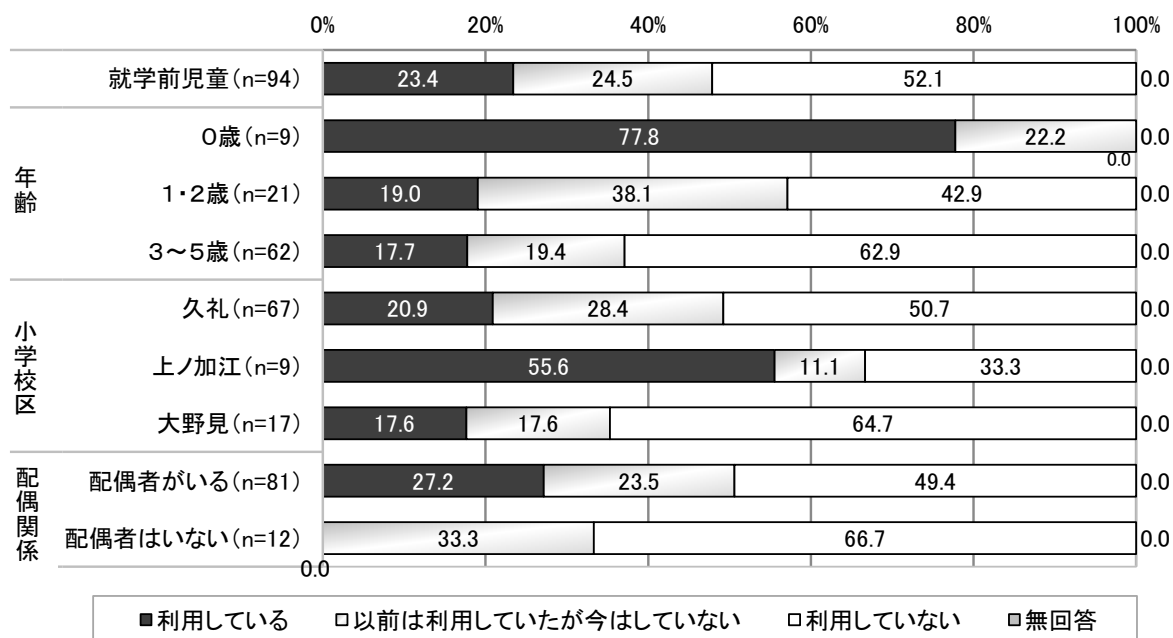
■土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望（全体）■



(4) 地域子育て支援センターの利用状況・利用希望

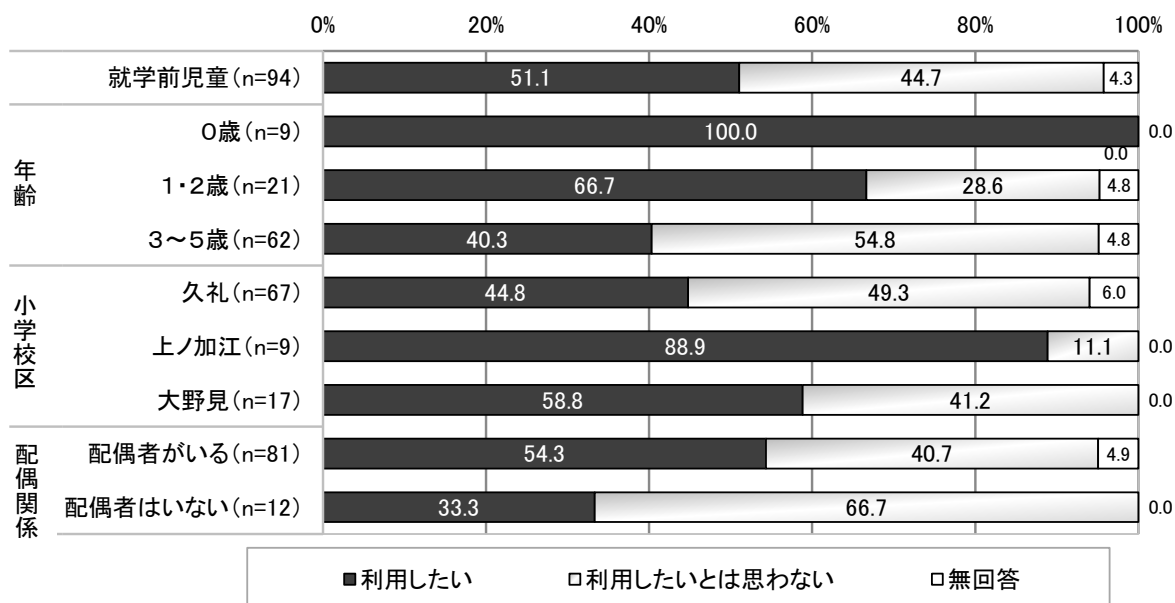
○地域子育て支援センターの利用状況については、「利用していない」が半数以上を占めて多くなっていますが、本町では多くの児童が保育所に通っているため、1・2歳以降は利用が減少しているものと推測されます。

■地域子育て支援センターの利用状況（全体・属性別）■



○今後の利用希望については、半数程度の人が今後「利用したい」と回答しています。

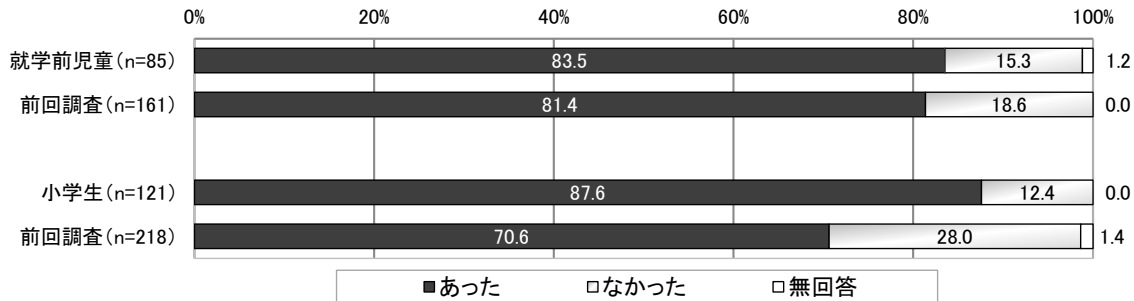
■地域子育て支援センターの今後の利用希望（全体・属性別）■



(5) 子どもの病気の際の対応

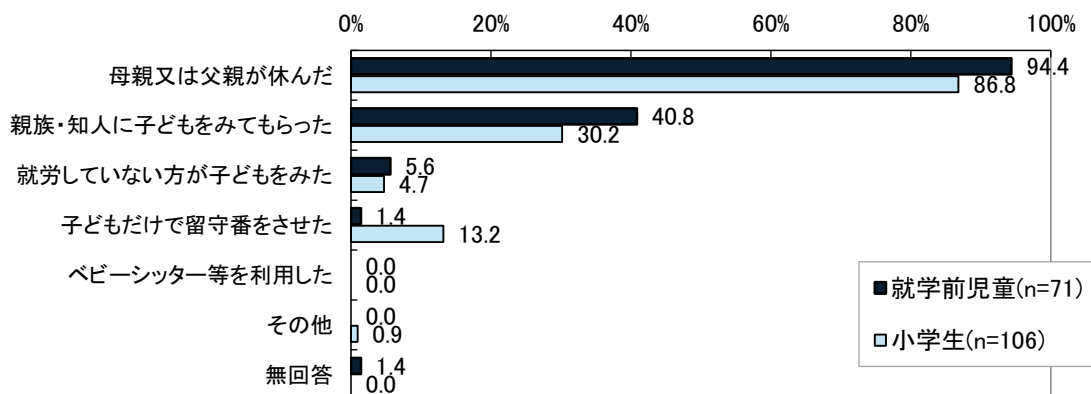
○子どもの病気やケガで保育園、小学校等を利用できなかったことが「あった」と回答した人は就学前児童で83.5%、小学生で87.6%と、大多数の保護者が経験しています。

■病気やケガで保育園、小学校等を利用できなかったことの有無（全体／前回調査比較）■



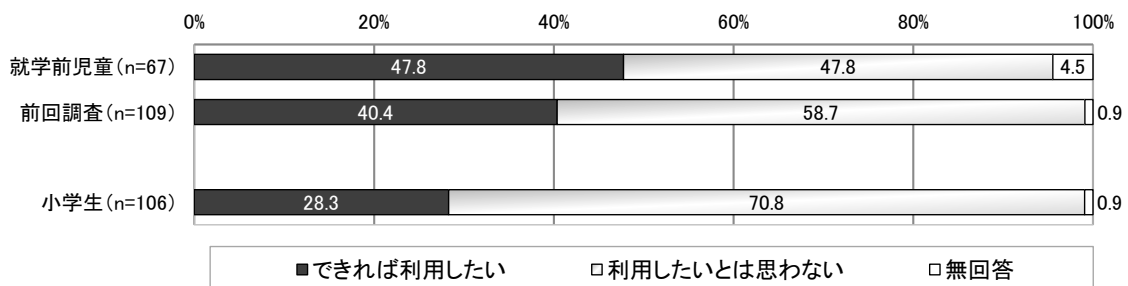
○子どもが病気やケガで普段利用している保育園、小学校を休んだ際の対処方法については、就学前児童、小学生とも「母親又は父親が休んだ」が他を離して最も多くなっています。

■保育園、小学校等を利用できなかった場合の対処方法（全体）【複数回答】■



○病児・病後児のための施設等の今後の利用希望について、就学前児童では「できれば利用したい」が前回調査に比べて7.4ポイント増加し、「利用したいとは思わない」と同率の47.8%となっています。

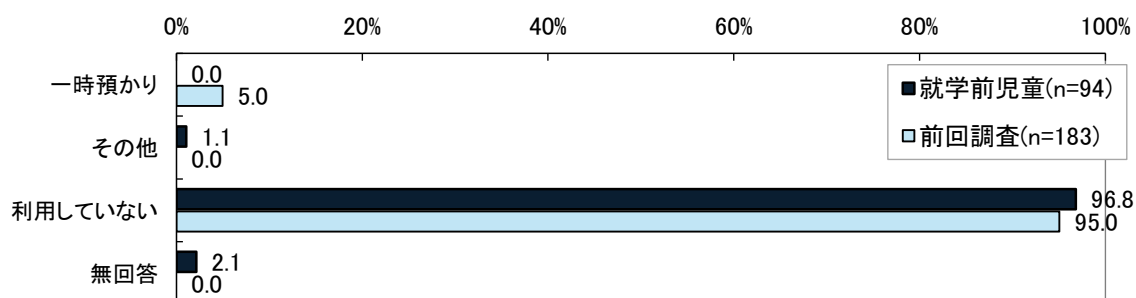
■病児・病後児のための施設等の利用希望（全体／前回調査比較）■



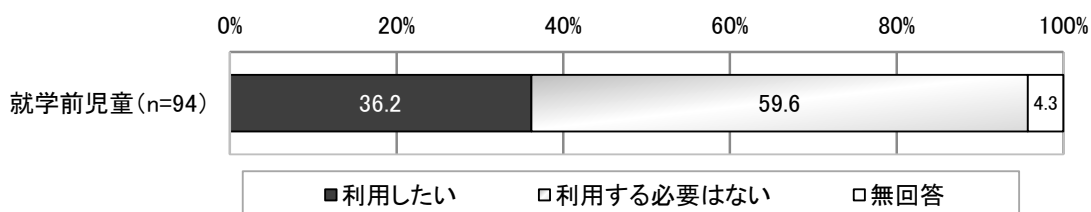
(6) 一時的な教育・保育事業の利用状況・利用希望

- 本町では、大多数の就学前児童が保育所を利用しているため、一時的な教育・保育事業の利用はほぼみられませんでした。
- 私用、親の通院、不定期の就労等、保護者の用事による一時的な教育・保育事業の利用希望については「利用する必要はない」が59.6%と多く、「利用したい」は36.2%となっています。

■一時的な教育・保育事業の利用状況（全体／前回調査比較）【複数回答】■

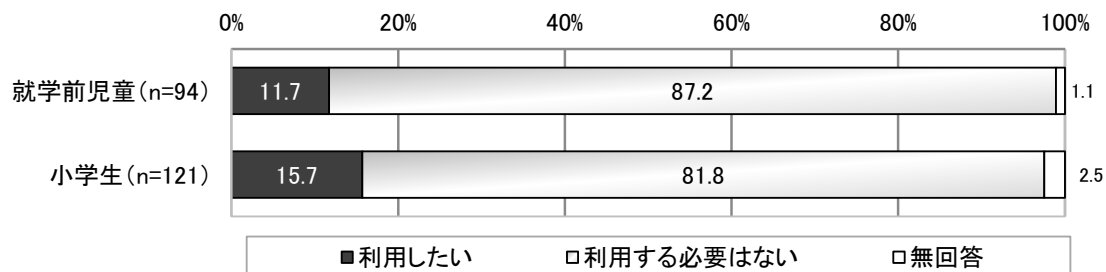


■一時的な教育・保育事業の利用希望（全体）■



- 短期入所生活援助（ショートステイ）事業の利用希望については、就学前児童では、「利用する必要はない」が87.2%と多く、「利用したい」は11.7%となっています。
- 小学生では、「利用したい」が就学前児童より多くなっていますが、15.7%と1割台半ばにとどまります。

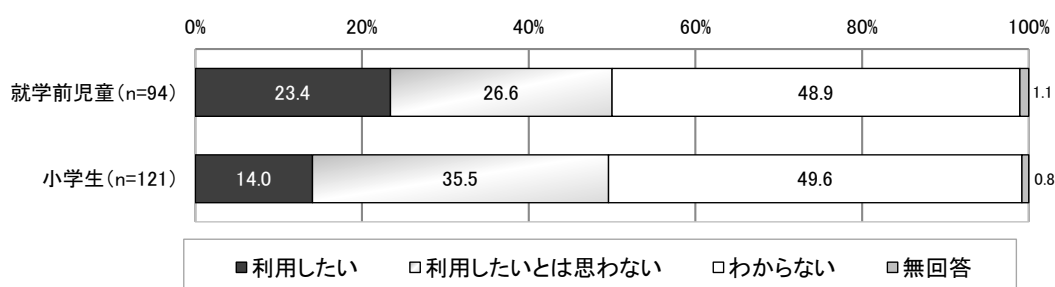
■短期入所生活援助（ショートステイ）事業の利用希望（全体）■



(7) ファミリー・サポート・センター事業の利用希望

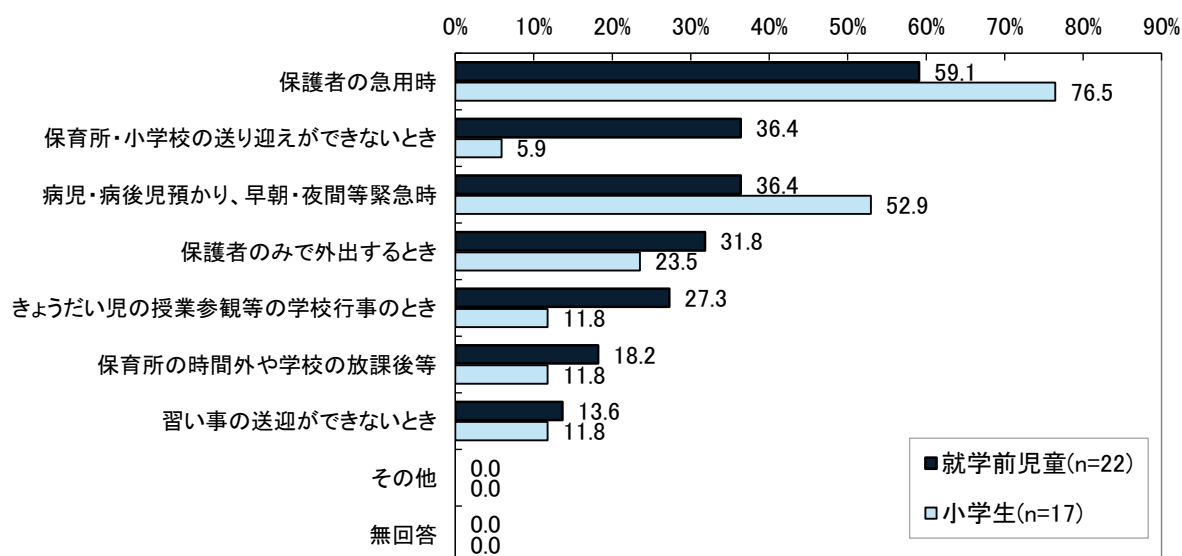
- 本町では令和7年度からサービス提供開始予定であるファミリー・サポート・センター事業の利用希望については、就学前児童、小学生とも「わからない」が50%近くとなっており、事業の認知度が低い状況であることがうかがえます。
- 「利用したい」は、就学前児童で23.4%、小学生で14.0%となっています。

■ファミリー・サポート・センター事業の今後の利用希望（全体）■



- ファミリー・サポート・センター事業を利用する理由については、就学前児童、小学生とも「保護者の急用時」が最も多くなっています。
- 次いで、就学前児童では「保育所・小学校の送り迎えができないとき」と「病児・病後児預かり、早朝・夜間等緊急時」が同率の36.4%、小学生では「病児・病後児預かり、早朝・夜間等緊急時」が52.9%で多くなっています。

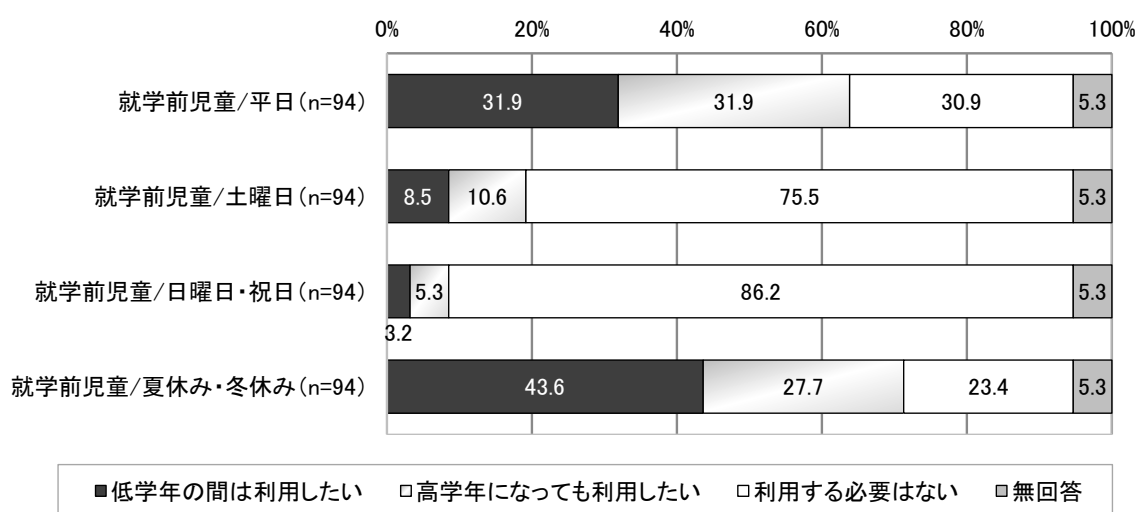
■ファミリー・サポート・センター事業の今後の利用希望（全体）■



（８）就学前児童の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望等

- 就学前児童が小学校に入学した後の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望（平日）については、「低学年の間は利用したい」と「高学年になっても利用したい」が同率の 31.9% で並び、合わせて 63.8% が“利用したい”と回答しています。
- 土曜日では「利用する必要はない」（75.5%）が最も多いものの、“利用したい”（「低学年の間は利用したい」と「高学年になっても利用したい」の合計）は 19.1% と、約 2 割の人が利用を希望しています。
- 長期休暇中（夏休み・冬休み）では、“利用したい”（「低学年の間は利用したい」と「高学年になっても利用したい」の合計）は 71.3% と、平日の利用希望より多くなっています。

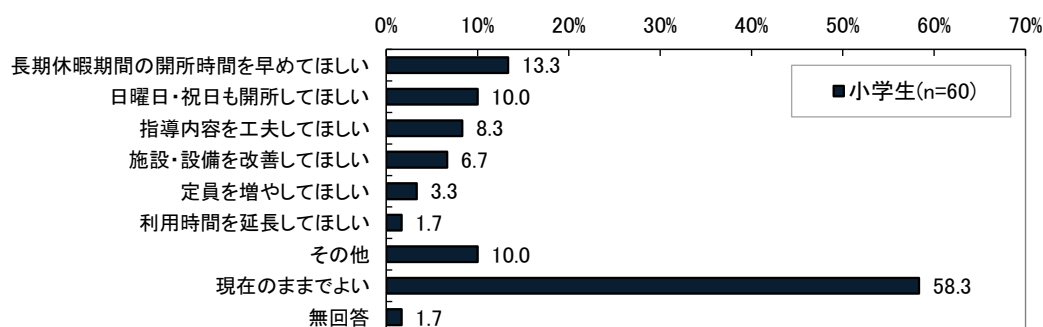
■小学校就学後の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望（全体）■



（９）小学生の放課後児童クラブ（学童保育）の利用について

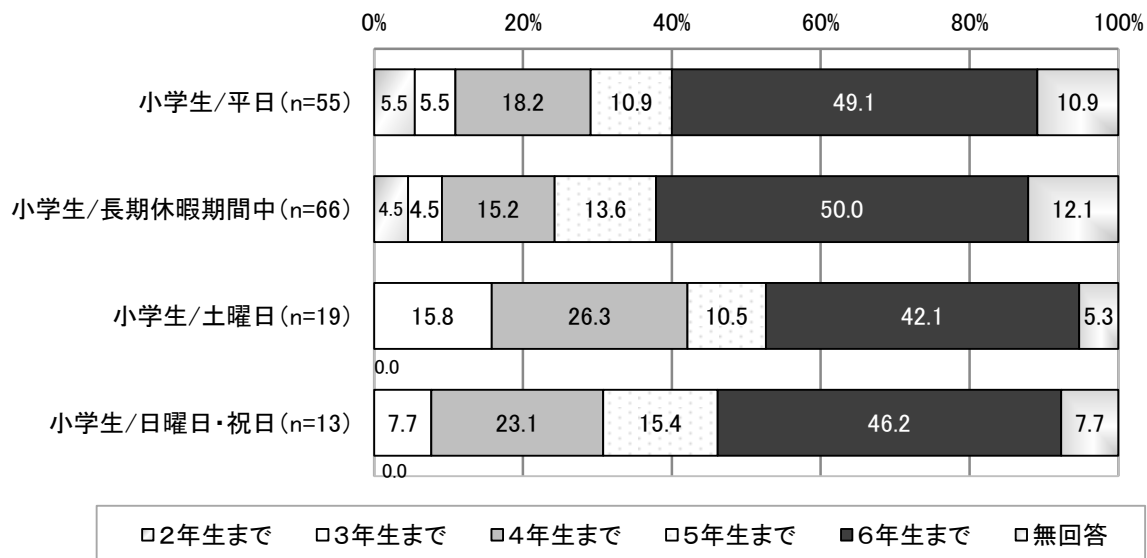
- 放課後に放課後児童クラブ（学童保育）を利用している小学生の保護者に対し、放課後児童クラブ（学童保育）をどのように感じているか尋ねたところ、「現在のままでよい」が 58.3% で最も多くなっています。
- 具体的な改善を求める内容としては、「長期休暇の期間の開所時間を早めてほしい」や「日曜日・祝日も開所してほしい」といった回答が上位となっています。

■放課後児童クラブ（学童保育）に対して感じていること（全体）【複数回答】■



○小学生の放課後児童クラブ（学童保育）の利用を希望する期間については、平日、長期休暇期間中、土曜日、日曜日・祝日のいずれも「6年生まで」が最も多く、現在利用している人については、高学年になっても継続して利用することが想定されます。

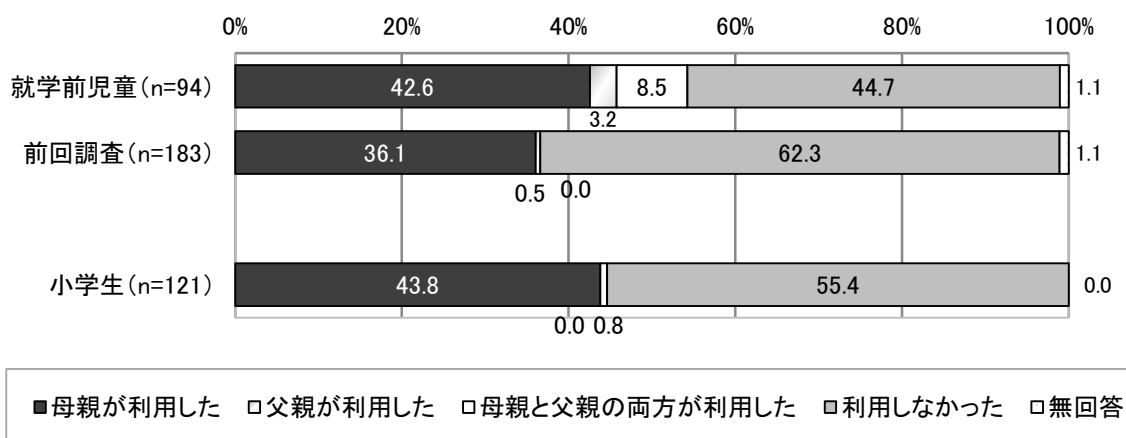
■放課後児童クラブ（学童保育）の利用を希望する期間（全体）■



(10) 職場の両立支援制度育児休業制度の利用有無

○保護者の育児休業制度の利用有無について尋ねたところ、就学前児童、小学生とも「利用しなかった」が最も多くなっていますが、前回調査と比較すると、就学前児童では「母親が利用した」は6.5ポイント増加しており、また、「母親と父親の両方が利用した」も前回の0%から8.5%となるなど、育児休業制度の利用については徐々に広がっている状況がうかがえます。

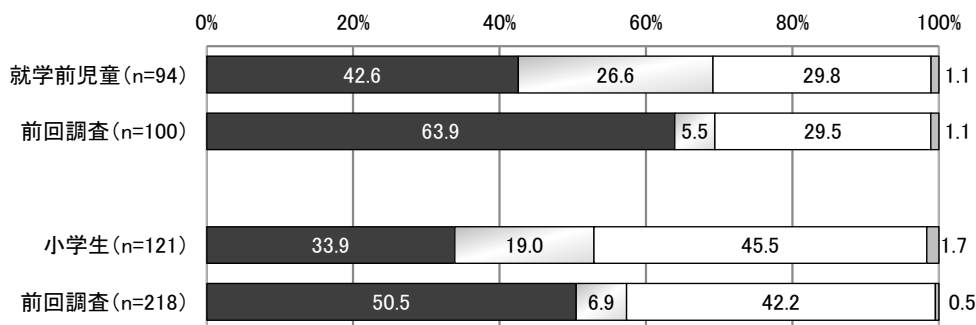
■育児休業制度の利用有無（全体／前回調査比較）■



(11) 町の子育て環境について

- 中土佐町は子育てしやすいまちだと思うか尋ねたところ、就学前児童では「子育てしやすいまちだと思う」が42.6%、小学生では「どちらともいえない」が45.5%で、それぞれ最も多くなっています。
- 前回調査と比べると、「子育てしやすいまちだと思う」は就学前児童で21.3ポイント、小学生で16.6ポイント、それぞれ大きく減少しています。また、「子育てしやすいまちだと思わない」についても就学前児童で21.1ポイント、小学生で12.1ポイント、それぞれ増加しています。

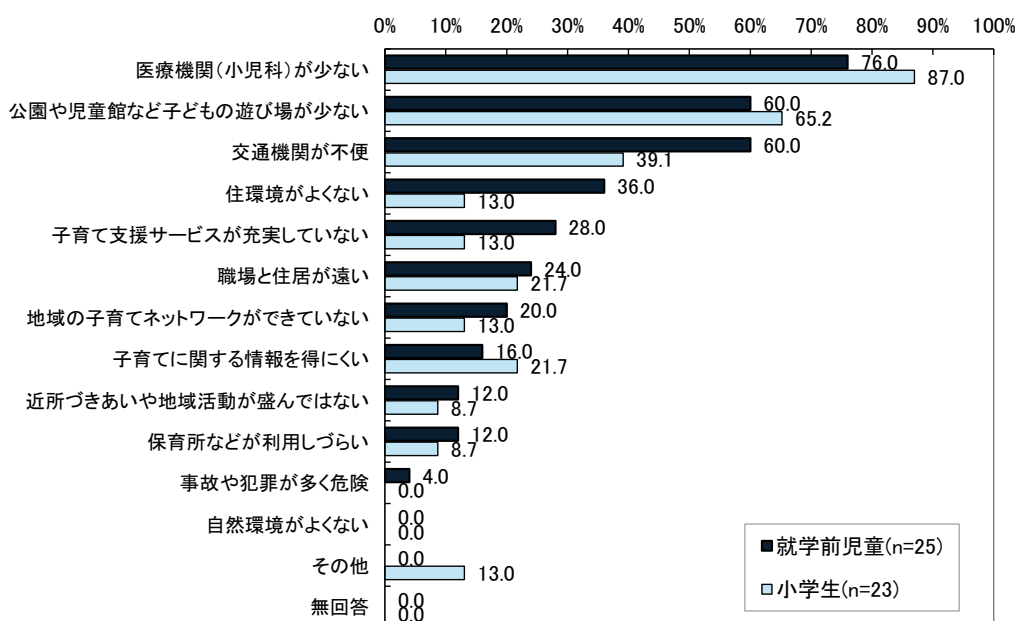
■町は子育てしやすいまちだと思うか（全体／前回調査比較）■



■子育てしやすいまちだと思う □子育てしやすいまちだと思わない □どちらともいえない □無回答

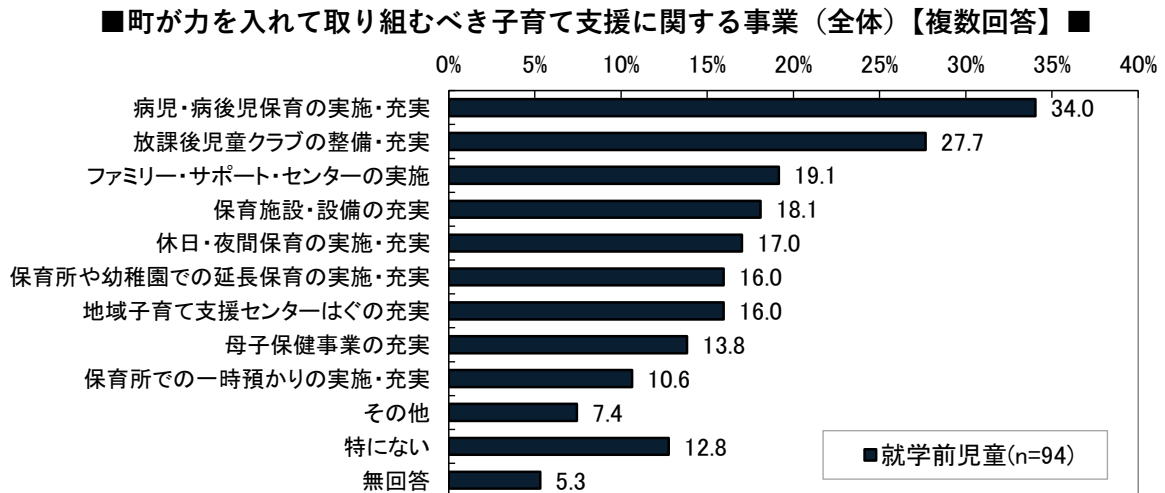
- 子育てしやすいまちだと思わない理由については、就学前児童、小学生ともに「医療機関（小児科）が少ない」が最も多くなっています。また、「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」「交通機関が不便」など、生活環境に関する回答が上位となっています。

■子育てしやすいまちだと思わない理由（全体）【複数回答】■

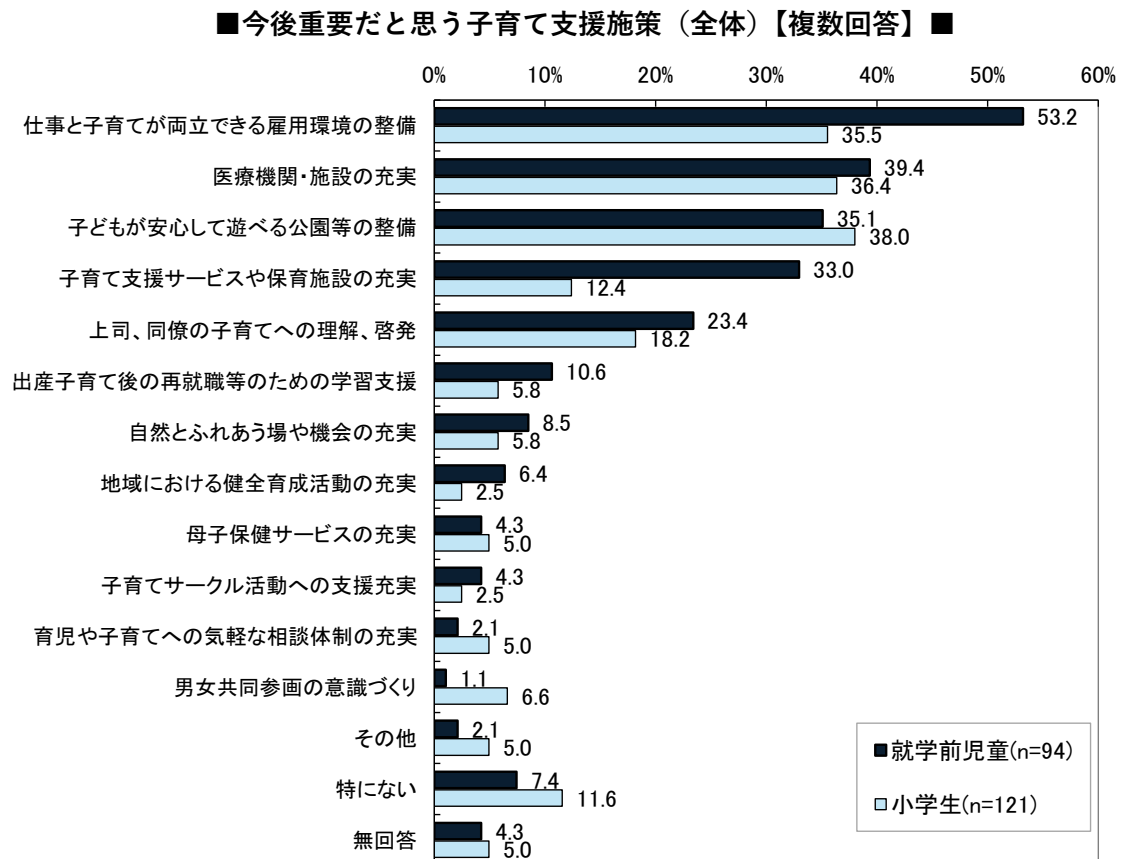


(12) 今後重要だと思う子育て支援施策

○今後、町が力を入れて取り組むべき地域子ども・子育て支援事業については、「病児・病後児保育の実施・充実」が34.0%で最も多く、次いで「放課後児童クラブの整備・充実」などの順となっています。



○子育て環境等を改善するために今後重要だと思う取組については、就学前児童、小学生とも、「仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備」「医療機関・施設の充実」「子どもが安心して遊べる公園等の整備」といった意見が多くなっています。



第4節 子ども・子育て支援施策の取組状況と今後の課題

1 子ども・子育て支援施策の取組状況

第2期計画では、3つの「基本目標」とその実現に向けた「施策の方向性」を定めるとともに、「施策の方向性」に応じた「取組」を展開することで、基本理念の実現を図ってきました。

第2期計画で定めた取組は、全部で43（再掲を含む。）あり、担当課において個別の取組・事業の点検・評価をした結果、計画に掲げた施策内容を概ね計画通りに進めている取組（A～C評価）は43で、その割合は100%となっています。

基本目標別にみると、評価が高いA・Bの評価が占める割合が多かった基本目標は「3：子育てを支える地域づくり」で77.8%となっています。一方で、「2：子どもの生きる力の向上と権利擁護」については、新型コロナウイルス感染症の影響により予定どおりの取組が実施できない時期があったこともあり、A・Bの評価が占める割合は58.8%にとどまっています。

■第2期計画の基本目標別 進捗状況評価結果■

基本目標 — 施策の方向性	取組 件数	評価結果				
		A	B	C	D	E
1：妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供 1. 妊娠・出産期からの包括的な母子の健康増進 2. 早期発見・早期療育システムの充実 3. 子育て相談・情報の充実 4. 子育て支援サービスの充実	17件	0件 0.0%	12件 70.6%	5件 29.4%	0件 0.0%	0件 0.0%
2：子どもの生きる力の向上と権利擁護 1. 心身の健やかな成長 2. 家庭や地域における子育ての推進 3. 様々な社会的支援の必要な子どもに対する支援	17件	0件 0.0%	10件 58.8%	7件 41.2%	0件 0.0%	0件 0.0%
3：子育てを支える地域づくり 1. 保育サービスの確保・充実 2. 地域の安全・安心を守る活動の推進 3. 子育てと仕事の両立支援 4. 安心のまちづくり・生活環境の充実	9件	0件 0.0%	7件 77.8%	2件 22.2%	0件 0.0%	0件 0.0%
合計	43件	0件 0.0%	29件 67.4%	14件 32.6%	0件 0.0%	0件 0.0%

<評価基準>

A評価：計画を上回って取組が進んだ。

B評価：計画通り進んでいる。

C評価：概ね計画通りに進んでいる。

D評価：計画通り進んでいない。

E評価：未実施。

2 支援施策の充実に向けた今後の課題整理

本町の現状やニーズ調査の結果、子ども・子育て支援施策の取組状況等から、子ども・子育て支援施策の充実に向けて体系的にまとめるため、第2期計画の基本目標ごとに課題を整理します。

（課題1）多様なニーズに合わせた切れ目のない支援体制の整備

【基本目標1：妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供】

妊娠出産・乳幼児期は、子どもにとって基本的生活習慣を整え、人格形成の基礎づくりをする大切な時期にあり、親や家庭の関わり方が重要となります。一方で、少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の変化に伴い、妊娠・出産・子育てに不安を覚える家庭が少なくありません。

第2期計画期間中、子育て相談や情報の提供については、人員体制の見直し等を行い、適応指導教室や教育相談所における支援等に取り組むことができるようになりましたが、子育て中の親が育児に対して少しでも余裕を持ち、親としての役割を発揮できる社会を構築するために、妊娠・出産・子育て・保育等、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる親支援の体制や情報提供のさらなる充実に図っていく必要があります。

また、アンケート調査によると、日常悩んでいることや気になることについて、就学前児童では「食事や栄養に関すること」や「言葉や運動機能等の発達に関すること」、小学生では「子どもを叱りすぎているような気がする」とや「友達づきあい（いじめを含む）に関すること」が多くなっています。

子どもの成長に応じて必要とする支援内容は変化していくことを踏まえつつ、すべての子ども・子育て家庭が安心感や充実感を得られるような地域子ども・子育て支援事業の充実に図っていく必要があります。



（課題２）あらゆる子育て家庭を地域全体で支える環境の整備

【基本目標２：子どもの生きる力の向上と権利擁護】

子育ての第一義的な責任は父母その他の保護者が有していますが、次代の社会を担う子どもを健やかに育むことは、地域や社会全体で取り組むべき課題であり、子どもとその家庭に対する支援に取り組む団体や機関、行政などが相互に連携することで、活動をより効果的なものとし、地域全体の子育て支援機能を高め、子育てしやすいまちづくりを推進していくことが求められています。

第２期計画期間中は新型コロナウイルスの影響もあり、計画通りに進まない取組もありましたが、障害のある子どもやひとり親家庭の子どもなど、個別に配慮を必要とする子どもを含めたすべての子どもたちを地域全体で子育てする意識の醸成、子育てボランティア・子育て支援団体の育成など、地域が一体となって子育てを支援する体制づくりを継続的に推進していく必要があります。

また、子ども同士が成長に合わせ自ら主体的に社会性を身につけるため、子どもの体験的活動の促進を図るとともに、思春期における心身の急速な成長と生活習慣の乱れなど不安定な状態に対し、正確な知識の普及や子どもの悩み相談を直接受ける体制の充実を図っていくことが重要です。

（課題３）親子が安心して暮らせる生活環境の整備

【基本目標３：子育てを支える地域づくり】

アンケート調査では、中土佐町は子育てしやすいまちだと思うかという問に対し、就学前児童では「子育てしやすいまちだと思う」、小学生では「どちらともいえない」が最も多くなりました。これを前回調査と比べると、「子育てしやすいまちだと思う」は大きく減少し、また、「子育てしやすいまちだと思わない」という回答が増加するなど、子どもを育てにくい社会になってきていると感じる人が増えてきている状況がうかがえます。

子育てしやすいまちだと思わない理由については、就学前児童、小学生ともに「医療機関（小児科）が少ない」が最も多く、また、「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」「交通機関が不便」など、生活環境に関する回答が上位にあげられています。

子どもたちや子ども連れの保護者、妊産婦にとって、不安やストレスを感じることのない、安全・安心な子育てしやすい生活環境が整備されていることは、子どもたちの健全な成長につながっていくことから、引き続き遊び場としての公園の整備、公共交通機関の確保など子育て家庭にやさしい生活環境の確保に向けて取り組んでいく必要があります。

また、親子が安心して暮らしていくためには、道路や交通の安全確保や防犯・防災対策の充実、まちのバリアフリー化等様々な環境整備を進め、安全・安心な環境づくりを進めていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の活力ある社会の担い手の育成にもつながるものであり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

また、「子育て」と「子育て」を支援していくためには、子どもの健やかな成長とともに、子どもを育てる保護者や家庭が安心して子どもを生み、育てることのできる地域にしていくことが、今後ますます重要となります。

そのため、行政は、子育ては「第一義的には父母その他の保護者が責任を持つ」という基本的認識を前提としつつ、子ども・子育て支援のための施策を質・量ともに充実させていく必要があります。

一方で、望ましい子育て環境は、単に保育サービスや子育て支援メニューを充実させたり、子育て家庭への経済的支援を行ったりするだけで実現できるものではありません。「家庭」「地域」「行政」が少子高齢社会の現状と課題について正しく認識した上で、それぞれの責任と立場で、子どもを取り巻く環境について考え、安全・安心な子育て環境の推進に取り組むことが必要です。

このような考え方を踏まえ、本計画においてはこれまでの基本理念を継承しつつ、より子育てしやすい中土佐町の実現に向けた各施策を展開するとともに、地域全体で、子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指します。

■基本理念■

すべての子どもの健やかな成長を
保護者と地域がともに応援する中土佐町の実現

第2節 基本目標

基本理念に掲げるまちの実現に向け、課題の解消を目指した次の基本目標を掲げて施策を推進します。

基本目標1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、子育ての不安や負担を軽減するための相談体制の充実等に取り組み、妊娠・出産期からの切れ目のない支援の提供に努めます。

また、子育て家庭の多様なニーズを踏まえ、必要な物的・人的資源や情報資源を確保しながら、様々な子ども・子育て支援サービスの量の拡充を図るとともに、保育所、小学校の連携強化や施設の改善など質的向上を図ります。

基本目標2 すべての子どもが等しく健やかに成長できる環境づくり

次代の担い手である地域の子どもたちが豊かな人間性を培い、かつ、たくましく生きる力を育み、さらに、家庭を築いて子どもを生み育てる喜びを感じていけるように、学校の教育環境等の整備や健全な子どもの育成環境づくりを進めます。

また、子どもが幸せに育つ権利を脅かす児童虐待などの問題に対して、早期に発見して適切な対応がとれるように、様々な関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

さらに、障害のある子どもとその家庭への支援、ひとり親家庭の自立支援など、子どもの健全な育成が保障される支援体制の充実に努めます。

基本目標3 子どもと子育て家庭にやさしい地域づくり

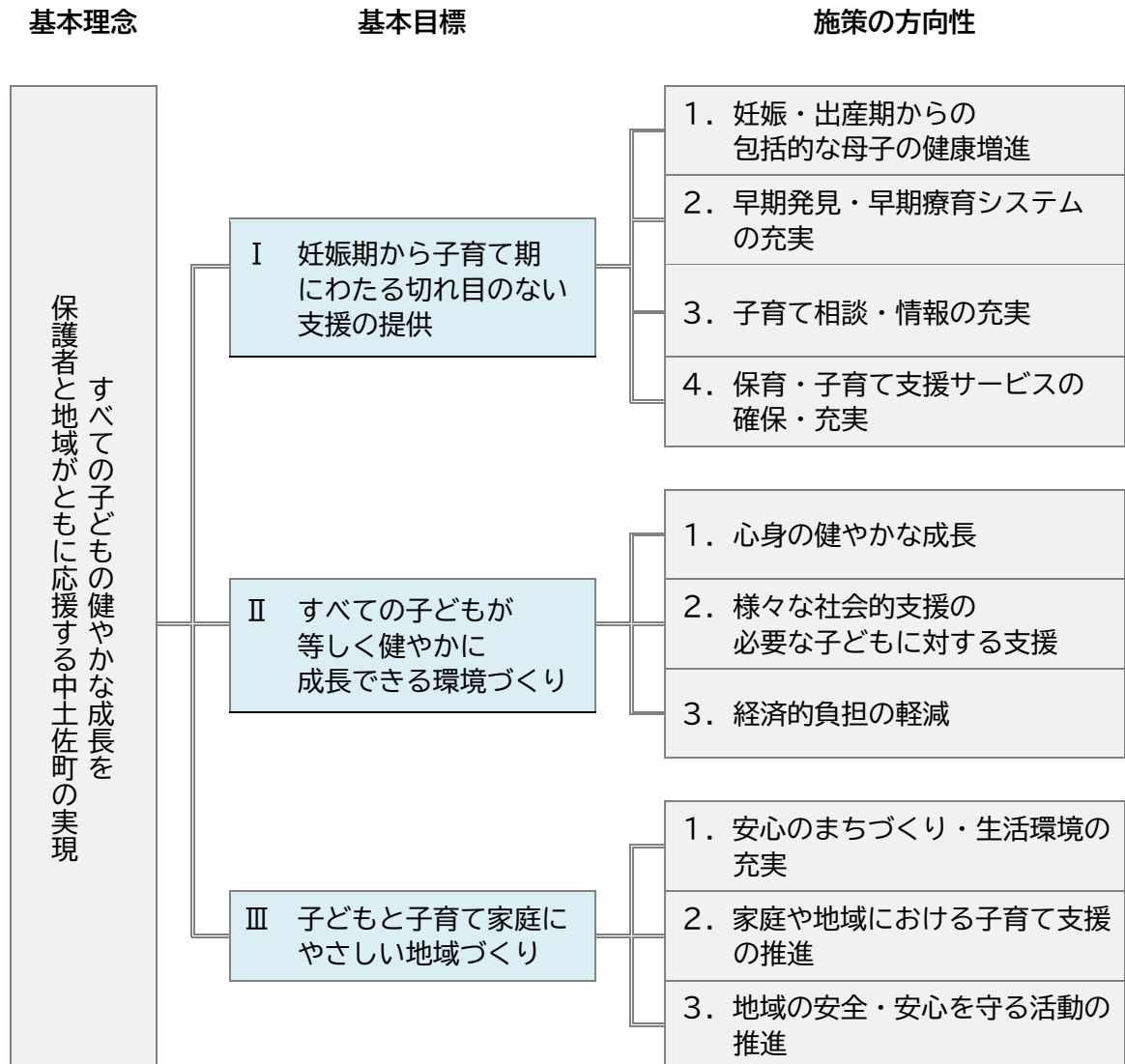
子どもや子育て中の家庭が、地域で安心して快適に暮らせるよう、生活環境の整備・改善に努めるとともに、子どもを交通事故や犯罪、災害等の被害から守るための活動を推進します。

また、子どもを地域全体で育てる観点から、地域に根ざした子育て支援に関する様々な活動やボランティア活動などを通じ、地域住民の経験や知識・技能などを積極的に活用し、地域の連帯感や子育て力の向上に努めるとともに、子育て家庭を地域全体で支え合うための子育て支援ネットワークの形成を図ります。

第3節 施策体系

本計画では、これまでの取組や町民ニーズ等を踏まえ、基本目標に対応した次の施策体系により、施策の展開を図ります。

■施策体系■



第4章 施策の展開

基本目標の実現に向けて、今後の町の基本施策（町の取組）を次のとおり定め、計画を推進します。

基本目標1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供

1 妊娠・出産期からの包括的な母子の健康増進

母親が健やかに妊娠期を過ごし、安心して出産期を迎え、その後も喜びを感じながら子育てができるよう、健康診査や訪問指導などの各種母子保健事業の充実を図ります。

また、こども家庭センター（母子保健機能）を中心として、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない子育て支援体制のさらなる強化を図り、一人ひとりの保護者やその子どもの状況に合わせた適切な支援を提供していきます。

■主な取組■

No.	取組・事業名	取組・事業の概要	担当課
1	妊娠届出時の面談	妊娠届出時に、母子健康手帳を交付するとともに、妊婦アンケートを実施します。妊婦相談窓口の紹介もあわせて行います。	健康福祉課
2	妊婦一般健康診査	妊婦一般健康診査受診票を交付し、医療機関での定期的な健康診査の受診勧奨を図ります。	健康福祉課
3	妊婦訪問	安心して健やかな出産が迎えられよう、家庭訪問を行い、妊娠期の過ごし方や出産準備などの悩みや不安についての相談に応じます。また、子育て情報等の提供も合わせて行います。	健康福祉課
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師・助産師が訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の確認・助言を行います。 また、子育て支援に関する情報提供を行うほか、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供につなげていきます。	健康福祉課
5	こども家庭センター（母子保健機能）の設置	こども家庭センター（母子保健機能）では、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を行います。	健康福祉課

2 早期発見・早期療育システムの充実

発達障害のある子どもは全国的に増加傾向にあります。発達障害の概念が広く知られるようになったことや発達障害に関する診断基準等が定期的に見直されていることなどが要因のひとつと考えられますが、今後も、発達の気になる子どもに対する支援の充実が求められます。

一人ひとりの子どもの発達の状態について健診等により適宜確認を行い、その保護者とその状況を共有し、早期発見と早期療育に向けた体制の構築を図ります。

■主な取組■

No.	取組・事業名	取組・事業の概要	担当課
1	乳幼児健康診査	乳児健診、1歳6か月健診、3歳児健診の充実を図るとともに、受診勧奨に努めます。	健康福祉課
2	ワンステップ教育支援事業	子どもの発達や発達障害などの発達課題を早期に発見し対応するため、専門相談員が保育所を訪問し、職員等に対して子どもの特性に応じた適切な指導及び支援の方法等についての助言を行うことで、子どもの健やかな成長発達の支援の充実を図ります。	健康福祉課



3 子育て相談・情報の充実

情報通信技術の発達によって、多くの情報に触れることが可能となった一方で、溢れる情報から適切な情報を選び取らなくてはならない状況となっており、妊娠や育児に不安を抱える保護者は少なくありません。このため、子育てに関する正確な情報を必要とする保護者に届けられるよう努めます。

また、すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、身近なところで子育てについて相談できる場の提供や訪問等を行い、子どもの成長支援と保護者の育児負担の軽減を図ります。

■主な取組■

No.	取組・事業名	取組・事業の概要	担当課
1	予防接種等子育て支援に関する情報の提供	適切な時期に予防接種が受けられるよう、新生児訪問や乳幼児健診等の機会に情報提供・受診勧奨を行います。また、子宮頸がん予防など、学齢期までの長期的な見通しを持った接種勧奨に努めます。	健康福祉課
2	育児相談・母乳相談	子どもの発育・発達に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行います。また、母親同士の交流の場としての活用も引き続き図っていきます。	健康福祉課
3	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、専門的な相談支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	健康福祉課
4	子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	健康福祉課
5	親子関係形成支援事業	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行います。	健康福祉課

4 保育・子育て支援サービスの確保・充実

共働き世帯の増加、核家族化などに伴い、保育や子育て支援サービスの需要は増加する傾向にあります。サービスの利用を希望するすべての保護者が円滑に利用することができるよう、適切な施設の改修・整備や人材の確保を図り、サービス提供体制（量）を確保するとともに、サービスの質の向上に向けた取組を進めます。

■主な取組■

No.	取組・事業名	取組・事業の概要	担当課
1	利用者支援に関する事業	妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。	健康福祉課
2	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	子育て中の親子の交流の場の提供、育児相談、子育てに関する講習会・情報提供等を行います。	健康福祉課
3	一時預かり事業	保護者の出産・病気の他、育児疲れで子どもからちょっと離れたいときなど、理由を問わず利用できます。児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備します。	教育委員会
4	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の就労や疾病等で家庭における養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で子どもを預かります。	健康福祉課
5	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整などを行います。	健康福祉課
6	放課後児童クラブ推進事業・放課後子ども教室推進事業	すべての小学生が放課後等を安全・安心に過ごせる居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ、放課後子ども教室を実施し、健全な育成を図ります。	教育委員会

基本目標２ すべての子どもが等しく健やかに成長できる環境づくり

１ 心身の健やかな成長

食事や睡眠などの生活習慣は、その子どもの成長の基礎となるものであると同時に、心身の健康状態に長きにわたって大きな影響を与えることから、食生活など、日々の生活における健康づくりについての知識を普及・啓発するなど、子どもの成長、発達に合わせた食育を推進します。

また、子どもの心身や権利を守ることができるよう、人権や道德について学ぶ機会を提供するとともに、薬物などによる害や防衛手段などについて、知識を共有していきます。

さらに、青少年が直面する問題や不安、悩みの相談に対し、健全育成や自立を目指したきめ細かな相談活動を展開します。

■主な取組■

No.	取組・事業名	取組・事業の概要	担当課
1	「早寝・早起き・朝ごはん」の推進	心身の健やかな成長の基礎である睡眠や食事などについて、正しい知識の啓発を行います。	健康福祉課 教育委員会
2	朝ごはん教室	町内の小中学生を対象に「自分で作る朝ごはん」をめあてとして、調理実習や朝ごはんのおかずによる働き等について栄養教諭からの講話を聴くことで、子どもたちが重要性を理解し、家庭で実践する子どもの増加を図ります。	教育委員会
3	保育所・小学校における読み聞かせ活動の推進	保育所・小学校における読み聞かせ、手遊び、わらべ歌の体験など活動を推進します。	教育委員会
4	道德教育の推進	中土佐町保小中連携教育推進事業が中核となり、中学校卒業までの長期的視野に立った脳科学に基づく心の教育の推進を図ります。 また、すべての小中学校において、「考える道德」「議論する道德」の授業の充実と、家庭・地域と連携した道德教育を推進します。	教育委員会
5	人権教育の推進	人権教育を充実させるための研修を重ね、学校教育全般にわたる人権教育全体計画、年間指導計画、指導内容の充実を図ります。 また、中土佐町人権尊重基本計画（人権尊重まちづくり計画）に基づいた教育活動の充実に努めます。	教育委員会

No.	取組・事業名	取組・事業の概要	担当課
6	喫煙、飲酒、薬物等の害などに関する普及啓発	将来にわたって健康的な生活習慣を身に付けられるよう、学校からの要望に応じて児童生徒、学生に対する喫煙、飲酒、薬物等の害などに関する普及啓発を行います。 なお、課題の人員不足については医療専門職（保健師に限らず）の確保を行いつつ、福祉保健所等、実施可能な他団体の協力を得ることで継続を図ります。	健康福祉課 教育委員会
7	SC・SSW 活用事業	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の諸課題に対応するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備していきます。	教育委員会
8	適応指導教室における支援	適応指導教室では、不登校児童・生徒に対し学校復帰や自立を援助します。また、保護者に対する支援を行います。	教育委員会

2 様々な社会的支援の必要な子どもに対する支援

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、心の発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。このため、要保護児童対策地域協議会を中心に虐待防止ネットワークを強化し、関係機関の連携のもと、児童虐待に関する情報の共有と、早期発見、早期対応に努めます。

また、障害や発達の遅れ等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援するため、子どもの特性に応じた適切な指導及び支援の方法等についての助言を行います。

さらに、家庭の経済状況等によって、子どもや若者の将来の夢が絶たれたり進路の選択肢が狭まったりすることなく、支援を必要とする子どもとその保護者が必要な支援を受けられるよう、家庭の状況にあった既存のサービスや各種情報を提供しながら、ひとり親家庭に対する経済的支援や養育支援の充実を図ります。

■主な取組■

No.	取組・事業名	取組・事業の概要	担当課
1	要保護児童対策地域協議会	要保護児童地域対策協議会等関係機関によるネットワーク活動を強化し、児童虐待の予防・早期発見・フォローアップ体制づくりを行います。	健康福祉課
2	こども家庭センター（児童福祉機能）の設置	こども家庭センター（児童福祉機能）では、こどもと子育て家庭（妊産婦を含む。）の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。	健康福祉課
3	家庭支援推進保育事業	保育所において、家庭環境等に特別な配慮が必要な児童への家庭訪問や地域連携等を実施するため、専任の保育士を配置します。	教育委員会
4	ワンステップ教育支援事業（再掲）	子どもの発達課題を早期に発見し対応するため、専門相談員が保育所を訪問し、職員等に対して子どもの特性に応じた適切な指導及び支援の方法等についての助言を行うことで、子どもの健やかな成長発達の支援の充実を図ります。	健康福祉課
5	児童扶養手当	離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している母又は父などに対し、生活の安定と自立の促進、児童福祉の向上を目的として児童扶養手当を支給します。	健康福祉課
6	ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の子どもや保護者が病気などで医療機関を受診したときに、保険診療の自己負担額を助成します。	健康福祉課
7	児童育成支援拠点事業	養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行います。	健康福祉課

3 経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、現在、子育て家庭に対して実施している各種手当等の経済的支援をより一層充実させるとともに、支援を必要とする方への周知に努めます。

■主な取組■

No.	取組・事業名	取組・事業の概要	担当課
1	児童手当	子どもを養育している保護者に児童手当を支給し、子育て家庭における生活の安定や子どもの健全育成を図ります。	健康福祉課
2	子ども医療費の助成	0歳から高校卒業までの子どもが病気などで医療機関を受診した時に、保険診療の自己負担額を助成します。	健康福祉課
3	赤ちゃんお祝い金	赤ちゃんが生まれた際にお祝い金を支給します。	町民環境課
4	保育料の無料化	町内に住所を有する保護者の園児（0歳児～）の保育料を無料化します。	教育委員会
5	保小中学校の給食費無料化	町内保小中学校に在籍し、かつ、町内に住所を有する保護者の児童生徒の給食費を無料化します。	教育委員会



基本目標3 子どもと子育て家庭にやさしい地域づくり

1 安心のまちづくり・生活環境の充実

誰もが安心して外出できる環境を整えることは、妊産婦、乳幼児連れの人などへの子育て支援だけでなく、高齢者、障害者などを含めたすべての人の快適な日常生活を支える基礎となるものです。より子育てしやすいまちを目指して、安全で快適な道路づくりや公園・広場等の整備を進めます。

また、今後も子どもや子育て家庭が安心して本町で住み続けることができるよう、災害に備えた整備を進めるとともに、交通安全意識の向上を図ります。

No.	取組・事業名	取組・事業の概要	担当課
1	安全で快適な道路づくり	国道などの幹線道路、通学路の歩道整備を進めるとともに、交通安全施設の設置を進め、安全な道路交通環境を創出します。	建設課
2	公園・広場等の整備	子どもたちが近所で気軽に外遊び等ができるように、身近な公園、広場の整備を進めます。また、安全で快適な公園・緑地の維持管理を行います。	建設課等
3	防災対策の強化	幼い子どもを抱えた世帯が安全に避難できるよう、防災施設の整備・改善を図ります。	総務課
4	交通安全教育の実施	子どもが交通安全に注意を払って行動できるよう、警察等の協力のもと、保育所や学校で交通安全教育を実施します。	総務課

2 家庭や地域における子育て支援の推進

共働き世帯の増加や地域におけるつながりの希薄化などにより、子どもやその保護者は以前よりも孤立感や負担感を抱えやすい状況です。子育てを子どもの保護者のみに担わせるのではなく、地域全体で子育てを支えていく機運づくりが重要です。

子どもやその保護者の生活環境の変化等について理解・対応しつつ、地域全体で子どもやその保護者を支えていけるよう、多世代交流の場の提供や、地域を見守る民生委員・児童委員や関係機関等との連携強化を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランス⁵の向上を図り、子育てしやすいまちづくりを進めます。

■主な取組■

No.	取組・事業名	取組・事業の概要	担当課
1	コミュニティ・スクールの推進	地域とともにある学校づくりを目指して、学校や家庭、地域が連携・協働することで、子どもの豊かな成長を支援します。	教育委員会
2	民生委員、児童委員との協働による見守り支援	民生委員・児童委員と連携して、地域全体で子ども、子育て家庭の見守り支援を充実していきます。	健康福祉課
3	世代間交流事業	園児による福祉施設等への訪問により、様々な世代の人々と交流することによって、子どもたちの自立心と社会性を育みます。	教育委員会
4	ボランティアセンター事業	次世代へのボランティア活動への意識向上を目的に、福祉学習（教育）の推進（防災学習も含む）の中で取り組むべきと考えます。	健康福祉課
5	福祉学習の推進	中土佐町社会福祉協議会と健康福祉課が、町内各小中学校と連携をし、各学年に応じた福祉教育を実施します。 また、勉強会を開催し、福祉意識の向上を図ります。	健康福祉課
6	小地域単位による見守りネットワークの構築	中土佐町社会福祉協議会あったかふれあいセンター（町内3地区）を中心に小地域ケア会議を実施し、隣近所で見守り合える地域づくりを進めます。	健康福祉課

⁵ ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和のことであり、一人ひとりが仕事にやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

3 地域の安全・安心を守る活動の推進

地域の安全を守るためには、ハード面における整備だけでは不十分です。子どもを巻き込んだ事故がメディアで大きく取り上げられるなど、子どもの安全確保に関する意識は高まる傾向もみられます。

今後も、地域住民の協力を得ながら、登下校時における子どもの見守り活動などを行い、安心して生活できる交通環境の維持と防犯体制の強化・維持を図っていきます。

■主な取組■

No.	取組・事業名	取組・事業の概要	担当課
1	街頭補導、指導活動、夜間補導、夏休み補導	地域の協力を得ながら、登下校中の子どもの安全に注意を払えるよう啓発に努めます。 また、深夜徘徊しないよう見回りをしていきます。	教育委員会
2	青色パトロール、広域青色パトロール活動への支援	パトロール車による町内、広域の重点場所を巡回するとともに、地域住民による自主防犯活動を支援していきます。	教育委員会



第5章 教育・保育等の量の見込みと確保方策

第1節 事業を計画するにあたっての基本的な枠組み

「子ども・子育て支援制度」において町は、子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。本計画では、本章第2節において、必須記載事項である「子どものための教育・保育給付（教育・保育）」と「地域子ども・子育て支援事業」について、必要な量を見込み、確保方策を定めます。

■子ども・子育て支援制度の全体像■

子ども・子育て支援給付	子どものための教育・保育給付	
	施設型給付 (特例施設型給付)	幼稚園、保育所、認定こども園
	地域型保育給付 (特例地域型保育給付)	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
	子育てのための施設等利用給付	
	施設等利用費の支給	認定こども園（国立・公立大学法人立）、施設型給付を受けない幼稚園、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
	妊婦のための支援給付	乳児等のための支援給付
子どもを養育している者に必要な支援	妊婦支援給付金の支給	乳児等支援給付費（特例乳児等支援給付費）の支給 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
	子どものための現金給付	
	児童手当法等に基づく児童手当	
	地域子ども・子育て支援事業	
	①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦に対する健康診査を実施する事業 (妊婦健康診査事業) ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦病児・病後児保育事業 ⑧一時預かり事業 ⑨時間外保育事業（延長保育事業） ⑩子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) ⑪放課後児童健全育成事業 ⑫子育て世帯訪問支援事業 ⑬児童育成支援拠点事業 ⑭親子関係形成支援事業 ⑮妊婦等包括相談支援事業 ⑯産後ケア事業 ⑰実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑱多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
	仕事・子育て両立支援事業（国が主体となる事業）	
	企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業、中小企業子ども・子育て支援環境整備事業	

(注) 妊婦のための支援給付は令和7年4月1日から、乳児等のための支援給付は令和8年4月1日から施行開始。乳児等のための支援給付における「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は経過措置として、令和7年度中は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる。

1 量の見込みと確保方策について

(1) 量の見込みの算出方法

子ども・子育て支援事業計画では、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえてニーズ量を見込み、その提供体制確保の内容及び実施時期等を定めていく必要があります。

量の見込みの算出にあたっては、児童数の将来推計とニーズ調査の結果を用い、国から示されている「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.2）」に準じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を推計し、具体的な目標設定を行っています。

しかし、国が示す方法は、ニーズ調査結果から全国一律に推計値を算出するものであり、町の実情と乖離することもあるため、それらのサービスについては、必要に応じて本町の教育・保育施設の配置状況、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用実績等を勘案して決めました。

※「量の見込み」…現在の利用状況及びニーズ調査等の利用希望等を踏まえて算出した、計画期間中の各年度における事業の需要見込みをいいます。

※「確保方策」…「量の見込み」に対応する施設及び事業の拡充等を目指して整備する、各年度における供給量、提供体制の確保の内容及びその時期をいいます。

■計画期間における児童数の将来推計■

単位：人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	15	14	13	12	11
1歳	15	15	14	13	12
2歳	18	15	15	14	13
3～5歳	67	60	56	51	47
6～8歳	87	80	72	65	60
9～11歳	94	92	87	81	73
計	296	276	257	236	216

資料：住民基本台帳（令和2年～令和6年の4月1日時点）を基にコーホート変化率法を用いて推計

(2) 確保方策の設定

今後の施設整備等を考慮の上、設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「確保方策（供給量、提供体制の確保の内容及び実施時期）」を設定し、必要な提供体制の整備に努めます。

2 教育・保育に関する保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）について

教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）や地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）の利用にあたっては、「教育・保育給付認定」を受ける必要があり、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき認定を行います。

教育・保育給付認定は、子どもの年齢や、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情等に応じて1号認定から3号認定まで3つの区分があり、2号認定及び3号認定は、保護者の就労時間等により、保育施設等の利用時間について「保育標準時間（最長11時間までの利用）」と「保育短時間（最長8時間までの利用）」の2種類に区分されます。認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

■認定区分と提供施設■

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設	利用時間
1号認定	3～5歳	なし	・教育・保育施設 （認定こども園及び幼稚園）	①教育標準時間
2号認定	3～5歳	あり	・教育・保育施設 （認定こども園及び保育所）	②保育標準時間 ③保育短時間
3号認定	0～2歳	あり	・教育・保育施設 （認定こども園及び保育所） ・地域型保育事業	②保育標準時間 ③保育短時間

3 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を、需給のバランスをみながら提供するために設定するものです。

第2期計画では、子ども・子育て支援法第61条第2項の規定に基づき、地理的条件や人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に考慮して、町全体を1区域とする教育・保育提供区域を設定しています。

現在も待機児童が発生していないほか、子育て環境に大きな影響が生じる開発等が行われていないことから、本計画においてもこの区域の考え方を継承します。

第2節 量の見込みと確保方策

1 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込みについては、現在の利用状況や保護者の利用希望等を総合的に考慮し、以下のように算出します。

本町では、特定教育・保育施設2か所（町立久礼保育所、町立大野見保育所）で教育・保育ニーズに対応しており、1～5歳児については、すべての児童を受け入れることが可能です。

一方、0歳児については令和9年度までは不足することが見込まれますが、定員の弾力化を行うことで利用ニーズに柔軟に対応していきます。

■幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策■

単位：人

	認定区分	確保施設	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定（3～5歳）		0	0	0	0	0
	2号認定（3～5歳）		67	60	56	51	47
	（教育ニーズ）		0	0	0	0	0
	（保育）		67	60	56	51	47
	3号認定（0～2歳）		41	37	36	33	31
	2歳		18	15	15	14	13
	1歳		15	15	14	13	12
	0歳		8	7	7	6	6
確保方策	1号認定（3～5歳）	—					
	2号認定（3～5歳）	保育所	94	94	94	94	94
	（教育ニーズ）	—					
	（保育）	保育所	94	94	94	94	94
	3号認定（0～2歳）	保育所	56	56	56	56	56
	2歳	保育所	27	27	27	27	27
	1歳	保育所	23	23	23	23	23
	0歳	保育所	6	6	6	6	6
過不足※	1号認定（3～5歳）	—					
	2号認定（3～5歳）	保育所	27	34	38	43	47
	（教育ニーズ）	—					
	（保育）	保育所	27	34	38	43	47
	3号認定（0～2歳）	保育所	15	19	20	23	26
	2歳	保育所	9	12	12	13	14
	1歳	保育所	8	8	9	10	11
	0歳	保育所	▲2	▲1	▲1	0	1

※過不足＝確保方策の人数－量の見込みの人数

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、適切なサービスや支援機関等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う事業です。

令和7年度からこども家庭センターを設置予定であり、これまでの母子保健分野と児童福祉分野の相談支援機能を一体化することで、切れ目のない支援をより確実に行っていきます。

■量の見込みと確保方策（第3期）■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1
基本型	か所	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
特定型	か所	0	0	0	0	0
妊婦等包括相談支援事業型	か所	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

乳幼児とその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町では、こどもセンターに地域子育て支援センター「はぐ」を設置し、事業を提供しています。今後も地域や関係機関と連携しながら、利用者のニーズに対応できるよう適切な事業の提供を図っていきます。

■量の見込みと確保方策（第3期）■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数)	人日/年	1,345	1,233	1,177	1,093	1,009
確保方策 (設置施設数)	か所	1	1	1	1	1

(3) 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健康診査事業）

妊婦の健康の保持や増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に適時に応じた医学的検査を実施する事業です。

今後も保健師・助産師等による訪問や面談を実施し、周産期の異常の早期発見・早期予防に努めます。出産後も、乳児家庭全戸訪問等を通じて、継続的な支援を行い、県や医療機関等との連携を図りながら、事業実施に努めます。

■量の見込みと確保方策（第3期）■

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	対象者数	人/年	15	14	13	12	11
	健診回数	延回/年	108	101	94	86	79
確保方策			実施場所：医療機関				
			検査項目：基本的な妊婦一般健康診査ほか				
			実施時期：妊娠初期～23週：4週間に1回				
			妊娠24週～35週：2週間に1回 妊娠36週～出産：1週間に1回				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

今後も、該当するすべての家庭の訪問に向けた取組を進めていきます。

■量の見込みと確保方策（第3期）■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (対象者数)	人/年	15	14	13	12	11
確保方策 (供給量)	人/年	15	14	13	12	11

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、その状況等に応じた支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状の提供体制を維持することで、ニーズに対応できる見込みです。今後も適切な事業の実施に努めます。

■量の見込みと確保方策（第3期）■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (対象者数)	人/年	3	3	2	2	2
確保方策 (供給量)	人/年	3	3	3	3	3

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもについて、児童養護施設などに預け、必要な養育を行う事業です。

※「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」の2種類があります。。

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）については、第2期計画期間中の利用はありませんでしたが、引き続き適切な事業の実施に努めます。

■量の見込みと確保方策（第3期）■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数)	人日/年	12	12	12	12	12
確保 方 策	ショートステイ					
	供給量	人日/年	12	12	12	12
	実施施設数	か所	1	1	1	1
	トワイライトステイ					
	供給量	人日/年				
	実施施設数	か所				

(7) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を実施する事業です。

病児・病後児保育の要望は一定数あり、町においても実施に向けた検討をしてきましたが、施設のな問題や看護師等人員の面で厳しいのが実情です。広域的な提供体制の確保を含めた検討を行っていきます。

■量の見込みと確保方策（第3期）■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数)	人日/年	47	43	40	37	34
確保方策	病児・病後児対応型					
	供給量	人日/年				
	実施施設数	か所				
	体調不良児対応型					
	供給量	人日/年				
	実施施設数	か所				
	非施設型（訪問型）					
	供給量	人日/年				
	実施施設数	か所				



(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園型

本町では1号認定の児童がいないため、一時預かり事業（幼稚園型）については実施していません。今後も1号認定及び2号認定で幼児期の教育ニーズがある子どもは見込まれていないことから事業の実施予定はありません。

② 幼稚園型以外

現状の提供体制で量の見込みは充足できるものと見込んでいますが、子育て負担を軽減する目的（リフレッシュ・レスパイト利用等）での利用が可能となるなど、事業内容の拡充が図られることから、引き続き、保護者のニーズに対応した提供体制を整備し、適切な事業実施に努めます。

■量の見込みと確保方策（第3期）■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数)	人日/年	209	189	178	163	151
確保 方 策	一般型					
	供給量	人日/年	330	330	330	330
	実施施設数	か所	1	1	1	1



(9) 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育所において保育を実施する事業です。

本町では8時間（8時30分～16時30分）を短時間保育、11時間（7時30分～18時30分）を標準時間保育として保育を行っており、現在時間外保育事業は実施していませんが、今後、今以上にニーズの増大がみられた際には、実施についての検討を行います。

■量の見込みと確保方策（第3期）■

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実利用者数)		人/年	12	11	10	9	9
確保方策	供給量	人/年					
	実施施設数	か所					

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生などの児童を有す子育て中の保護者などを会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

令和7年度からファミリー・サポート・センターを開設し、事業実施体制を整備してサービスを提供していきます。また、事業の認知度を向上させるため周知、広報を地域ごとに行い、提供会員、依頼会員の確保を図ります。

■量の見込みと確保方策（第3期）■

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数)		人日/年	240	240	240	240	240
確保方策 (供給量)		人日/年	240	240	240	240	240

(注) 病児・緊急対応強化事業を除く。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業終了後における適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。

低学年児童の利用希望が高くなる傾向にありますが、今後も学年を問わず、本事業の利用を希望するすべての児童が利用できるよう、弾力的な運営と指導員の確保等を進めていきます。

また、放課後子ども教室についても利用を希望するすべての児童を受け入れ、適切に事業を実施していきます。

■量の見込みと確保方策（第3期）■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実利用者数)	人/年	92	89	78	73	67
小学1年生	人/年	16	14	11	12	11
小学2年生	人/年	18	19	16	14	14
小学3年生	人/年	15	13	13	11	9
小学4年生	人/年	22	20	17	17	15
小学5年生	人/年	16	18	16	14	14
小学6年生	人/年	5	5	5	5	4
確保方策						
供給量	人/年	93	93	93	93	93
実施施設数	か所	1	1	1	1	1

■（参考）放課後子ども教室の量の見込みと確保方策（第3期）■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実利用者数)	人/年	28	26	26	23	20
小学1年生	人/年	5	5	4	4	4
小学2年生	人/年	5	5	5	4	4
小学3年生	人/年	5	4	5	4	3
小学4年生	人/年	5	4	4	4	3
小学5年生	人/年	4	4	4	3	3
小学6年生	人/年	4	4	4	4	3
確保方策						
供給量	人/年	28	26	26	23	20
実施施設数	か所	2	2	2	2	2

(12) 子育て世帯訪問支援事業

出産後間もない産婦のいる世帯や幼いきょうだい等の世話をするヤングケアラーのいる世帯等に対し、家事支援事業者が訪問し、日常的に行う必要がある家事の支援を行う事業です。

本町では、現在該当する事業は実施していませんが、これまで養育支援訪問事業で実施してきた育児・家事援助が子育て世帯訪問支援事業に移行されたことを踏まえ、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭などに対する、家事・育児等の支援実施に向けた検討を行います。

■量の見込みと確保方策（第3期）■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数)	人日/年	86	81	77	72	67
確保方策 (供給量)	人日/年					

(13) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

本町では、現在該当する事業は実施していませんが、町内の児童の生活状況等を考慮し、必要と判断された場合には、実施に向けた検討を進めます。

■量の見込みと確保方策（第3期）■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実利用者数)	人/年	9	8	8	7	7
確保方策 (供給量)	人/年					

(14) 親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

本町では、現在該当する事業は実施していませんが、健全な親子関係の形成を図るため、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニング等の支援を検討します。

■量の見込みと確保方策（第3期）■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実利用者数)	人/年	9	8	8	7	7
確保方策 (供給量)	人/年					

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

令和7年度からは、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う「妊婦等包括相談支援事業」を実施し、様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげていきます。

■量の見込みと確保方策（第3期）■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (面談実施回数)	延回/年	45	42	39	36	33
妊娠届出人数	人/年	15	14	13	12	11
1組当たり面談回数	回	3	3	3	3	3
確保方策	延回/年	45	42	39	36	33
こども家庭センター	延回/年	45	42	39	36	33
上記以外	延回/年	0	0	0	0	0

(16) 産後ケア事業

産後1年以内の産婦や乳児に対して、心身のケアや育児のサポートを行う事業です。産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的としています。

本町では、助産師が訪問、通所又は宿泊により母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導等を行っています。今後も母親のニーズに応じた支援を実施していきます。

■量の見込みと確保方策（第3期）■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数)	人日/年	36	34	32	30	28
確保方策 (供給量)	人日/年	36	34	32	30	28

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本町では、現在該当する事業は実施していませんが、社会情勢の変化や町内の保護者の生活状況等を考慮し、必要と判断された場合には、実施に向けた検討を進めます。

(18) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な民間事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

本町では、現在該当する事業は実施していませんが、今後特定教育・保育施設等の設置または運営促進が必要と認められた場合、その実施時期や手法等について検討を進めることとします。

3 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の量の見込みと確保方策

「すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化」するため、令和8年度から乳児等のための支援給付、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）が創設されます。

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）は、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる事業です。

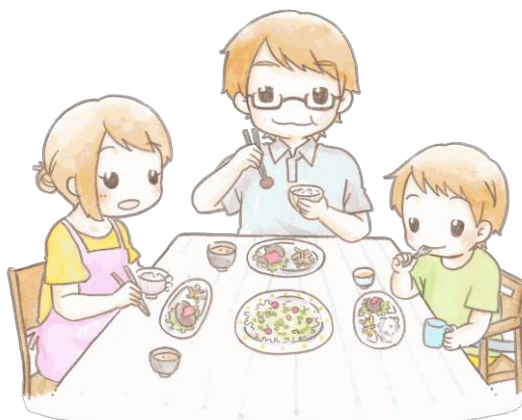
本町では、一時預かり事業を行っており、こども誰でも通園制度との兼ね合いを考慮しながら令和8年度からの当該制度の本格実施を見据え、対応施設や円滑な運営体制の整備に努めます。

■こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の量の見込みと確保方策■

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人日		1	1	1	1
	0歳※	人日		1	1	1	1
	1歳	人日		0	0	0	0
	2歳	人日		0	0	0	0
確保方策	供給量	人日		1	1	1	1
	実施施設数	か所		1	1	1	1

※ 6か月以上～1歳未満が対象

（注）本町ではここ数年、町内の1・2歳児についてはすべての児童が保育所を利用しており、利用は見込まれない。0歳児については、満1歳までに半数程度の児童が保育所を利用していることから、0歳推計児童の半数を利用が見込まれる対象者とし、国が示す算定方式に基づき量の見込みを算出



第3節 子ども・子育て支援事業の推進にあたって

1 教育・保育の一体的な提供の推進

(1) 認定こども園の普及に関する検討

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、3歳から5歳までの子どもについては、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として認可されています。

本町では、これまで小学校就学前の施設として保育所を利用しており、また、ニーズ調査の結果からも、1号認定及び2号認定で幼児期の教育ニーズがある子どもについては、該当者がいない見込みとなっています。このため、引き続き既存施設の充実を図ることとしますが、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえつつ、必要に応じて認定こども園の設置について検討するなど、多様化する教育・保育ニーズへの適切な対応に努めます。

(2) 保育所、小学校との連携

県等が実施する研修会等について、町内の保育所や小学校に情報を提供し、参加の機会を拡大するとともに、保育所と小学校の交流を推進します。

2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付とは、認可外保育施設や預かり保育などのサービスを利用する子どもを対象とした給付です。令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の対象となり、給付を受けるには「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。施設等利用給付認定を受けた後、町等による確認を受けた施設・事業を利用すると、利用料が給付の対象となります（給付の額は施設・事業によって異なります。）。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続きの利便性、事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設⁶の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について円滑に制度を推進するため、必要に応じて県との連携を図ります。

⁶ 特定子ども・子育て支援施設等：新制度未移行幼稚園、認可外保育施設、幼稚園等で実施する預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等のうち、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の対象施設として、市町村が確認を行った施設・事業を指す。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 推進体制の構築

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・防犯などの様々な施策分野にわたります。このため、子ども施策に関わる関係部署間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

2 計画推進における役割分担

計画を推進するためには、家庭・地域・事業所・行政がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携し、より子育てしやすいまちづくりに向けてそれぞれが積極的に取り組んでいく必要があります。

(1) 家庭の役割

家庭は子どもの人格形成における基礎的な場であると同時に、子どもにとっては安らぎのある楽しい居場所でもあります。保護者は子どもを単に保護の対象としてみるのではなく、一人の人格をもった主体として尊重しながら、「子どもの最善の利益」を実現する観点をもって、子育てを行っていくことが求められています。

また、女性の就業率が高まる中で、子育てや家事などの家庭生活における役割分担も変化しています。子どもを含めた家族それぞれが家庭生活の役割を分担し、心身ともに健やかに生活できるよう、助け合いながら育ち合う関係性の構築に努めていくことが重要です。

(2) 地域の役割

子どもは家庭の中だけで育つものではなく、学校や地域の様々な人との関わりや見守りの中で成長していくものです。地域は家庭を支える最も身近な場であり、家族規模の縮小が進行する中で、保護者同士や地域の人々がお互いに助け合い、子育て中の保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげられるよう、地域ぐるみでの子育て支援に努めていくことが求められています。

(3) 事業者の役割

事業所においては、男性でも女性でも子どもをもつ従業員が、仕事と子育てを両立できる環境づくりを行うことが求められています。特に、職場における子育ての社会的意義の理解や育児・介護休業制度の導入、労働時間の短縮や多様な働き方の許容、ワーク・ライフ・バランスの実現など、引き続き労働環境の向上や労働条件の改善に向けた取組を進めていくことが重要です。また、職場においても終業時間や妊婦の健康管理など、子育て家庭の従業員への様々な配慮が期待されます。

(4) 行政の役割

行政はすべての子どもと家庭を対象とし、関係機関等との連携を強化してその個性や成長、ニーズに応じた支援を推進するとともに、地域における子育て支援サービス基盤の整備を進めます。

また、子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支えていけるよう、計画の趣旨や各取組等について、「広報なかとさ」、町ウェブサイト等を通じて周知し、町民の子ども・子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図ります。

さらに、家庭・地域・事業所と連携して子育て支援を行うことができるよう調整するとともに、それぞれが果たしきれない部分を補い、率先して子育て支援のまちづくりに取り組みます。

第2節 計画の進行管理

1 点検・評価、見直し等

本計画の進捗状況については、教育委員会が中心となって適宜、関係各課の施策・事業の実施状況を点検・評価するとともに、必要に応じて子育て支援についての検討を行い、その結果をその後の対策や計画の見直しなどに反映させていきます。

2 国及び高知県、近隣市町との連携

子育て支援の取組には、町が単独で実施するもののみならず、制度や法律に基づく事業が含まれています。町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国や県、近隣市町との連携を深めていきます。

第3期中土佐町子ども・子育て支援事業計画

発 行 令和7年3月

編 集 中土佐町 教育委員会

〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼 6663-1

Tel : 0889-52-2661 Fax : 0889-52-2013



第3期

中土佐町

子ども・子育て 支援事業計画

〔発行〕令和7年3月

〔編集〕中土佐町 教育委員会

〒789-1301

高知県高岡郡中土佐町久礼6663-1

〔Tel〕0889-52-2661

〔Fax〕0889-52-2013